

平成28年9月7日

平成28年第3回岬町議会定例会

第2日会議録

平成28年第3回(9月)岬町議会定例会第2日会議録

○平成28年9月7日(水)午前10時00分開議

○場 所 岬町議会議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 坂原正勝	2番 辻下正純	3番 和田勝弘
5番 道工晴久	6番 松尾匡	7番 反保多喜男
8番 田島乾正	9番 奥野学	10番 出口実
11番 竹原伸晃	12番 小川日出夫	13番 中原晶

欠席議員 0名

欠 員 0名

傍 聴 0名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代堯	教育次長 廣田節子
副町長 中口守可	危機管理監 中田道徳
副町長 種村誠之	企画政策監 西啓介
教育長 笠間光弘	水道事業理事 鵜久森 敦
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 保井太郎	総務部理事兼 財政改革部理事兼 まちづくり戦略室理事 佐藤博昭
総務部長 古谷清	しあわせ創造部 理 事 串山京子
財政改革部長 四至本直秀	都市整備部理事 家永 淳
しあわせ創造部長 古橋重和	都市整備部理事 早野清隆
都市整備部長 木下研一	

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 岸 本 保 裕 議会事務局係員 池 田 雄 哉

○会 期

平成28年9月6日から9月27日（22日）

○会議録署名議員

8番 田 島 乾 正 9番 奥 野 学

議事日程

- 日程第1 議案第47号 平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件
日程第2 議案第48号 平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第1次）の件
日程第3 議案第49号 平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算
（第1次）の件
日程第4 議案第50号 平成28年度岬町深日財産区特別会計補正予算（第1次）の件
日程第5 議案第51号 特定事業契約の変更の件（町営緑ヶ丘住宅PFI事業）
日程第6 議案第52号 町道路線の認定の件
日程第7 議案第53号 訴えの提起の件
日程第8 議案第54号 岬町職員の退職管理に関する条例を制定する件
日程第9 議案第55号 岬町手数料条例の一部を改正する件
日程第10 議案第56号 教育長の任命について同意を求める件
日程第11 議案第57号 岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件
日程第12 平成27年度成果報告・決算に関する説明
日程第13 議案第58号 平成27年度岬町一般会計決算認定の件
日程第14 議案第59号 平成27年度岬町国民健康保険特別会計決算認定の件
日程第15 議案第60号 平成27年度岬町後期高齢者医療特別会計決算認定の件
日程第16 議案第61号 平成27年度岬町下水道事業特別会計決算認定の件
日程第17 議案第62号 平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算認定の件
日程第18 議案第63号 平成27年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）決算認定の
件

- 日程第19 議案第64号 平成27年度岬町介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）決算認定の件
- 日程第20 議案第65号 平成27年度岬町淡輪財産区特別会計決算認定の件
- 日程第21 議案第66号 平成27年度岬町深日財産区特別会計決算認定の件
- 日程第22 議案第67号 平成27年度岬町多奈川財産区特別会計決算認定の件
- 日程第23 議案第68号 平成27年度岬町水道事業会計決算認定の件
- 日程第24 報告第2号 平成27年度岬町健全化判断比率報告の件
- 日程第25 報告第3号 平成27年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程第26 報告第4号 平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件
- 日程第27 報告第5号 平成27年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件
- 日程第28 報告第6号 損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件

(午前10時00分 開会)

○道工晴久議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成28年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は、12名全員出席でございます。

出席者が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより、本日の会議を開きます。

○道工晴久議長 日程第1、議案第47号「平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件」を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第1、議案第47号、平成28年度岬町一般会計補正予算（第3次）の件につきまして、その概要をご説明いたします。

内閣府が8月15日に速報値として公表いたしました平成28年4月から6月期の国内総生産（GDP）の物価変動を除いた実質値は年率換算で0.2%の微増にとどまっており、景気は足踏みが続いている状況にあります。

年明け以降の円高と海外経済の減速により輸出が大きく減少し、企業は設備投資に慎重になっていることが背景にあります。

企業実績が悪化すれば雇用環境の悪化を生み、消費を下押ししかねず、これらは地域経済へも大きな影響を与えることから、景気の動向については今後とも十分に注視していく必要があると考えております。

さて、本町におきましても財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,098万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82億5,892万4,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。第1表、歳入歳出予算補正をごらんください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。その詳細につきましては、8ページか

ら11ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

国庫支出金につきましては、2,689万2,000円を計上いたしております。主な内容として、平成27年度国庫負担金の精算に伴い障害者自立支援給付費負担金精算分405万7,000円。子育て支援センター耐震診断等に伴う社会資本整備総合交付金91万7,000円。介護福祉施設整備事業に伴う地域介護福祉空間整備交付金194万7,000円。緑ヶ丘PFI事業において事業者が予想できない建設労務費単価の上昇による影響の対応として、社会資本整備総合交付金1,603万5,000円。個人番号通知カードの印刷等の交付費用に係る事業費補助金393万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

府支出金につきましては、海釣り公園ととパーク小島の道の駅構内の清掃や日常警備などのための管理委託金41万円を計上いたしております。

寄附金につきましては235万円を計上いたしております。主な内容として、太陽光発電事業者から岬ゆめ・みらい寄附金120万円、多奈川西地区の住民からの一般寄附金100万円をそれぞれ計上いたしております。

繰入金につきましては、深日会館の空調機の改修費に充当するため深日財産区特別会計からの繰入金700万円を計上いたしております。

繰越金につきましては、本補正予算編成に必要な財源として、平成27年度決算確定に伴う前年度繰越金3,833万7,000円を計上いたしております。

町債につきましては、緑ヶ丘住宅PFI事業に充当するための公営住宅整備事業債1,600万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要についてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますのであわせてご参照願います。

総務費につきましては、2,139万9,000円を計上いたしております。主な内容として、土木費において計上いたしておりますコミュニティバス運行事業に係る再任用職員数の決定に伴い予算の更正を行う必要が生じたことから、総務費への振り替えとして、給料、職員手当等、共済費を合わせて502万8,000円。組織変更や人事異動等に伴う臨時職員賃金増加分500万7,000円。深日会館の空調機の改修費用につきましては本体工事、設計業務委託料を合わせて700万円。個人番号カード関連事務費負担金393万5,000円をそれぞれ計上いたしております。

民生費につきましては、2,008万7,000円を計上いたしております。主な内容として

しましては、平成27年度実績に基づき返還する自立支援医療（再生医療）府費負担金返還金196万7,000円。障害者医療費国庫負担金返還金394万円。介護職場の改善を図るための介護機器導入支援事業負担金194万7,000円。文化センターの漏水に伴う改修工事費125万3,000円。安全・安心なまちづくりを推進するための淡輪保育所と子育て支援センターの第2次耐震診断委託料250万円と460万円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費につきましては、いずれも路肩の崩壊等により通行に支障が生じている佐瀬川地区の二の宿農道改修工事102万1,000円。下孝子地区の林道、孝子犬飼線改修工事68万5,000円。合計で170万6,000円を計上いたしております。

商工費につきましては、海釣り公園ととパークの道の駅の日常清掃や警備などの管理委託料41万円。まちのPRのための必要なマスコットキャラクターグッズ作成委託料30万1,000円。合計で71万1,000円を計上いたしております。

土木費につきましては、4,495万3,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、故障により、現在仮設のもので応急に対応しております深日兵庫排水ポンプの更新に伴う河川水路改修事業756万円。コミュニティバス運行事業に従事する再任用職員数の決定に伴う総務費への振り替えといたしまして給料、職員手当等、共済費と合わせまして502万5,000円を減額し、また、緑ヶ丘PFI事業につきましては、歳入予算のところで説明いたしました労務単価の上昇による調整分といたしまして緑ヶ丘住宅PFI事業委託料3,207万1,000円。小田平住宅の改修事業、多奈川東住宅除却事業合わせまして380万円をそれぞれ計上いたしております。

教育費につきましては93万2,000円を計上いたしております。主な内容といたしましては、団体からの指定寄附を活用し、淡輪幼稚園に自動体外式除細動器（AED）の本体と附属品の合計20万5,000円。深日地区の灰吹池グラウンドの防球ネットの破損に伴う改修工事62万8,000円をそれぞれ計上いたしております。

諸支出金につきましては、太陽光発電事業者からの指定寄附120万円を岬ゆめ・みらい基金に積み立てを行うものでございます。

続きまして、4ページをご参照願います。第2表地方債補正をごらんください。

緑ヶ丘PFI事業費の増加に伴い公営住宅建設事業に係る起債の限度額をこれまでの2億2,700万円から2億4,300万円と変更するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましてはごらんのとおりとなっております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議案となっております「平成28年度岬町一般会計補正予算(第3次)の件」については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第2、議案第48号「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第2、議案第48号、平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、国保システム改修経費の確定に伴う不用額の調整及びその財源の振り替え、また、前年度の医療費等の確定による国庫負担金等の精算に伴う返還金について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ686万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ32億1,598万8,000円とす

るものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。議案書の2ページをご参照ください。なお、詳細につきましては7ページ、8ページをあわせてご参照願います。

まず、国庫支出金、国庫負担金といたしまして、前年度の医療費の確定による療養給付費等負担金の精算分として867万4,000円を計上いたしております。

また、国庫補助金につきましては181万2,000円を減額計上いたしております。内容といたしましては、国保システム改修経費の確定に伴う減額に加え、充当財源の振り替えを行う必要が生じたことから、財政調整交付金を300万円減額するとともに、国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金を118万8,000円増額計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをご参照願います。

総務費、総務管理費につきましては国保システム改修経費の確定に伴い181万2,000円を減額いたしております。

次に、諸支出金、償還金及び還付金加算金として867万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の医療費及び特定健康診査等の費用の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第3、議案第49号「平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第3、議案第49号、平成28年度岬町介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1次）の件についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払基金への負担金等の精算返還金及び前年度の余剰金の処理について編成をいたしております。

議案書の1ページをお開きください。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,763万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ19億949万1,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。議案書の2ページを、詳細につきましては7ページ、8ページに記載をいたしておりますのであわせてご参照願います。

歳入につきましては、繰越金として前年度繰越金4,763万5,000円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要でございますが、議案書は3ページを、詳細につきましては9ページ、10ページをご参照いただきたいと思います。

まず、諸支出金、償還金及び還付加算金として828万8,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴う国、府及び支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金として3,934万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その余剰金を基金に積み立てるものでございます。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第4、議案第50号「平成28年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第4、議案第50号、平成28年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件につきまして、内容をご説明いたします。

議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ700万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,793万2,000円とするものでございます。

歳入予算の概要につきましてご説明いたします。2ページの第1表歳入歳出予算補正をご参照願います。なお、詳細につきましては7ページ、8ページに記載しておりますので、あわせてご参照願います。

本補正予算の編成に必要な財源といたしまして、深日地区財産区基金繰入金700万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきまして説明いたします。3ページをご参照願います。なお、詳細

につきましては9ページ以降に記載しておりますので、あわせてご参照願います。

一般会計繰出金といたしまして、深日会館の空調機の改修費用相当額700万円を計上いたしております。

以上が補正予算の概要でございます。

なお、本件につきましては総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 財産区の繰入金の部分について、反対するものではないんですけども、深日会館もいつごろ建ったのかなという、今、ちょっと考えごととしておったんですけど、かなり年数も経過しております。

ということで、この空調関係が故障したと、それについて、やはり財産区からのそういう繰入金はある話でありまして、当然、なければ深日会館も地区の住民が利用するのに大変困ると思いますので、この点については何も申し上げることはないんですけど、その他に深日会館、新しいと言ってももう老朽化に始まって、メンテナンスせないかんような時期に入ってるんですけども、まずお聞きしたいのは、空調関係だけですか。あと、メンテする部分はまたぞろあるのかなのか、それもちょっと、やはり心配になりまして、他の部分についてもあるなら、この際、また計画をしていただいて、急にそんな繰り入れするんじゃなくして、やはり、他の深日会館の施設等についても再点検をしていただかないと。

そして、最後に、この繰り入れ部分について財産区管理委員会のメンバーさんは、気持ちよく賛同してくれたと思うんですけども、一部、違った意見があったのか、なかったのか、その点についてもお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

まず、深日財産区管理会の皆様には積極的なご賛同をいただいたと考えておりますので、報告させていただきます。

それから、深日会館のことですが、建設が平成2年でございまして、既に25年以上経過しているという状況でございます。

維持管理、運営につきましても地元自治区長さんで編成いたします運営委員会をお願いをしているところでございます。

今般、地元のほうから1階の部分に4台のエアコンが設置されておまして、そのうちの1機が故障したということでございます。

議員ご指摘のとおり、老朽化が進みつつあるところでございまして、今般、1機の故障なんですけども、老朽化ということもありまして、いつ何時他のエアコンも壊れるかわからないという状況でございまして、また、今回のエアコンの工事に当たりましては、天井裏に設置されているということもありまして、天井をめくって他の照明器具でありますとか、放送設備の工事も伴ってまいります。

したがいまして、老朽化も見込んで、いつ壊れるかわからないという点も考慮いたしまして、この際に1台の故障やなしに3台のエアコンの工事を行うということで地元にもご理解をいただいたというような経過でございます。どうぞ、ご理解を賜りたいと存じます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ただいまの説明をいただきましたら、立派な施設で天井裏にかなり埋設して景観等も備えた、本当に当時としたらすばらしい設計をして施工された部分と思います。

そして、また1台の部分についても他の部分も同時に、やはり、それはメンテするべきだと、私自身もそう思っていますし、後でまためくって、また天井張ってというような、そういうぶざまな格好はしていただくことは好ましくないし、ということで、しばらくはこの運営はできると思いますので、そして、財産区管理委員会の皆さんも全員で了解いただいたと、そういう理解のある立派な管理委員会の皆さんにはこの場をおかりして、私もあわせてお礼を言いたいという考えを持っていますので、わかりました、理解いたしました。

○道工晴久議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております「平成28年度岬町深日財産区特別会計補正予算(第1次)の件」については会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については総務文教委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第5、議案第51号「特定事業契約の変更の件（町営緑ヶ丘住宅PFI事業）」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第5、議案第51号、特定事業契約の変更の件（町営緑ヶ丘住宅PFI事業）につきましてご説明いたします。

平成25年6月12日議決に係る町営緑ヶ丘住宅PFI事業特定事業契約の契約金額を変更する必要が生じたため、民間資金等活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第12条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

それでは、変更契約の内容を説明いたします。

議案書をごらんください。

契約金額の変更につきましては、変更前16億8,000万円（うち消費税及び地方消費税の額8,000万円）を、変更後17億1,207万1,000円（うち消費税及び地方消費税の額8,237万5,629円）に物価変動率により調整した増減額（消費税及び地方消費税は含む）を加算して得た額とするものでございます。

契約相手方には変更はございません。

大阪府大阪市北区天満二丁目1番31号 株式会社巴コーポレーション大阪支店 執行役員支店長 林 龍雄。

大阪府大阪市浪速区難波中一丁目13番8号 株式会社シマ 代表取締役 野田昌洋。

兵庫県神戸市中央区旭通二丁目10番18号 株式会社クオリア 代表取締役社長 古賀広文。

大阪府堺市堺区向陵東町三丁目3番22号 株式会社共設工営 代表取締役 竹原芳雄。

契約金額の変更に至った背景及び変更契約の概要につきまして説明させていただきます。別紙説明資料をあわせてごらんください。

契約変更に至る背景でございますが、別紙資料3ページの資料2をごらんください。

平成24年度ごろからの急激な建設労務費単価の上昇率は平成24年度から平成25年度までの1年間に16.1%の上昇。平成24年度から平成27年度までにおいては28.5%の上昇となっております。

説明資料1ページの1、契約変更に至る背景にお戻りください。

この建設労務費単価の急上昇は、PFI事業者の想定範囲を超え、その影響額は特定事業契約書の47条に定める物価変動率による調整の範囲を超える状況となっております。

この影響の緩和措置としまして、当該特定事業契約書第73条に定める定めのない事項の対象として協議する旨の要望をPFI事業者から受け、協議を重ねた結果、変更契約の必要が生じたものでございます。

次に、契約金額の変更の内容でございますが、冒頭でご説明いたしましたように、当初の契約金額16億8,000万円を17億1,207万1,000円に改め、3,207万1,000円の増額及び物価変動により調整した増減額を加算する文言を追加するものでございます。

この変更契約に係る算定内容であります。まず、説明資料1ページ、3(1)アに記載のとおり、今般の町営住宅整備に占める建設労務費の割合については労働保険の保険料の徴収に関する法律施行規則に定める21%を適用してございます。

この労務比率21%を乗じて得た建設労務費相当金額に、平成25年2月から平成27年2月までの間の大阪府における主要な職種の平均労務単価の上昇率を12%と算定し、この上昇率12%を乗じて求めた金額、すなわち今般の建設労務費の急上昇による影響額を4,263万3,000円として算定したものでございます。

次に、(1)イに記載のとおり、特定事業契約書第47条の規定による物価変動率による調整規定では、町営住宅整備に必要な労務や鉄工、セメントなどの建設資材の上昇など、住宅整備費全般の物価上昇分を出来高金額において調整する、いわゆる物価スライド調整措置を講ずることとしてございます。

具体的な物価変動率による調整方法は、説明資料8ページ、資料5に記載のとおり、国土交通省が公表する建設工事デフレーター数値を毎年度の住宅整備費の出来高金額に乗じて調整額を算出し、調整することとなっております。

今回の特定事業契約における物価変動率による調整額は、説明資料8ページの中ほどにお示ししていますように、5,029万7,000円と算定してございます。

資料1ページの3(1)イにお戻りください。

今回の建設労務単価の急上昇による影響を緩和する措置は、物価変動率による調整額を上回る部分を対象としてございます。

よって、この物価変動率による調整額には今般の建設労務費の上昇分に係る調整額が含まれているため、今回の建設労務費の急上昇に係る調整額との重複金額を控除する必要があります。

(2)に記載のとおり、この重複する部分を控除して求められた金額3,207万1,000円を変更契約金額としたものでございます。

次に、議案書をごらんください。

中ほどの1、契約金額の変更後において物価変動率により調整した増減額を加算した額の文言を追加した理由でございますが、特定事業契約書の物価変動率の調整について、より明確にするため追加したものでございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 この議案は事業委員会に付託と今、聞きましたけど、私は事業委員会には籍を置いてませんので質問をさせていただきます。

契約変更で補正するということですが、労務費として補正ということですが、この労務費というのは、これは人件費が高騰したということですが、これは何カ年分を計算したものかというのが一つと、それから、今、資料でいろいろ説明いただきましたけど、結局、物価高騰して計算した額が5,000万円強という数字が今ありました。それに対して、労務費というのが1,056万円ということで、21%と計算してました。

ということは、残りの4,000万円というのは資材費など的高騰分と思うんですけど、その資材費の高騰分というのは、これまた最終年度で調整するのか、あるいは、また同じように契約変更を考えているのか、この2点をお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 坂原議員のご質問にお答えさせていただきます。

人件費の調整につきましては、本契約いたしました期間になりますが、平成25年、平成26年、平成27年、平成28年、平成29年の5カ年。要するに、先ほど算定してございます説明資料の3番の(1)を見ていただきますと、労務費を算定するに当たって15億6,650万円でございますが、これは住宅整備費、その下に(注1)と書いてございますけれども、そこにあり

ますように、契約金額から入居者支援移転費用を差し引きしました額、要するに契約額全体のうちの入居者支援移転業務費を差し引いた、その額に対して労務を見ておりますので、全体事業に係る部分について労務費の上昇を計算してございます。

すなわち、この契約した年度であります平成25年から平成29年にかけての全体的な労務の状況を計算してございます。

それと、あと5,000万円、説明資料の3、イの5,029万7,000円で一千何がしを計算しておるがその残りの4,000万円部分についてのお話でございますが、これについては議員がお話のように、労務を除いた以外の部分になってございます。

この部分については基本的には最終は最終年度で調整することになるんですが、先ほど説明させていただきました2ページの第47条に示しておりますように、毎年度出来高に対しまして物価調整をさせていただくという形になってございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 労務費以外の資材等の高騰分ですね、それをまた最終年度調整してということですが、今回、特に労務費だけ補正上げるというのは意味があるのでしょうか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

先ほど見ていただきました説明資料の3ページをごらんください。先ほど説明もさせていただきましたように、事業者のほうからそちらの表にありますように、平成24年度から平成25年度にかけての上昇及び平成27年度までにかけてかなり急上昇が見られるので、事業者としてはかなり事業費の変更等を申し出がございまして、その辺の内容等について検討し、労務費の急上昇した状況を措置させていただくということで事業者と協議をし、合意を得たという形になってございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております特定事業契約の変更の件(町営緑ヶ丘住宅PFI事業)については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第6「議案第52号、町道路線の認定の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第6、議案第52号、町道路線の認定の件につきまして、ご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、町道路線の認定を行う必要があるため、道路法第8条第2項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

認定の内容につきましては、裏面の新規町道認定調書をごらんください。

路線番号1223、路線名 海岸連絡線、路線の起点といたしては、淡輪2812-1、終点は淡輪3081-1、延長は776.5メートルを町道認定するものでございます。

次に、本日、議席の机の上に置かせていただきました資料、位置図をごらんください。

この路線につきましては、国道26号、淡輪ランプ付近から南海本線を越え、町道畑山線に通じる道路でございます。

本件につきましては、事業委員会に付託されるものと聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定ではありますが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

ないようですので、質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております町道路線の認定の件については会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については事業委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第7「議案第53号、訴えの提起の件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第7、議案第53号、訴えの提起の件につきましてご説明させていただきます。

提案理由といたしましては、町有地を不法占拠している者に工作物の撤去及び土地の明け渡し並びに使用料相当の損害金の支払いを求める訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案書の内容を説明させていただく前に、町有地の不法占有についての経過について説明させていただきます。

別紙説明資料、町有地不法占有についてをごらんください。

主な経過についてご説明させていただきます。

町有地の不法占有の場所ですが、4ページをごらんください。

お示ししていますように、多奈川の小島地区にございますみさき中央霊園に接する場所となっております。

1ページにお戻りください。

主な経過ですが、平成18年4月、みさき中央霊園が、本件明け渡しを求める土地のうち無番地の土地を購入し、霊園のシンボルとなる仏像及びひな壇を建設したいと、その土地の所有権を主張するA氏に申し込んだところ、A氏はその土地を周辺の農地と一緒に購入したが、無番地であるため、登記名義を取得し、移転登記を行う旨をみさき中央霊園に伝えた。

同年5月、A氏の承諾により、みさき中央霊園は土地売買契約に先行して仏像建立に着手。

同年7月、A氏との土地売買の手段中に、その土地が町有地であることが判明。

同年10月、みさき中央霊園に工作物の取り除き、原状回復の勧告書を送付。

平成20年9月、A氏が岬町を相手として所有権移転登記請求調定を申し立てる。

平成21年11月、調停は不調に終わる。

2ページをごらんください。

平成22年2月、A氏を原告、岬町を被告とする所有権確認請求事件、いわゆる時効取得の訴訟が送達される。

平成22年3月から12月の間に口頭弁論が7回開催される。

平成23年2月から4月の間に、訴訟の和解条件として本件明け渡しを求める土地の払い下げ

の検討がなされ、同年9月、本土地の時効取得を求めたA氏が、岬町からみさき中央霊園へ本件土地を払い下げることにについて異議を述べない旨の同意書を作成したことにより訴えを取り下げたものとなっております。

平成23年9月以降、みさき中央霊園と本件土地の公用廃止及び払い下げの協議を進めるものの、平成26年2月、公用廃止の手續に同意が必要となる隣接土地所有者の土地をみさき中央霊園が占有していることがわかり、公用廃止の同意を得ることが難しくなったものでございます。

平成27年4月、12月には、みさき中央霊園の公用廃止及び払い下げの協議は進めるものの、進展がないことから、工作物の取り除き、原状回復などの勧告書を送付したものです。

平成28年4月、今後の対応について弁護士と相談を行ったところ、弁護士の見解では時効の始まりは仏像を建立した平成18年5月で、時効はそれから10年後（善意）でございますが、10年後の平成28年4月末となる。

時効の中断には、時効までに勧告書を送付し、送付後6カ月内に訴訟提起する必要があることから、みさき中央霊園に対し、4月28日付で勧告書を内容証明で送付したものでございます。

その後、みさき中央霊園に払い下げの進捗状況を確認するが、進展がなく、平成28年10月末には時効となることから、時効を中断するため町有地を不法占有している者に対し土地の明け渡しなどを求める訴えを提起するものでございます。

それでは、議案書へお戻りください。

次に、議案の内容を説明させていただきます。

1、事件の趣旨としましては、原告を岬町、被告を大自然日之本教その他1名とするものでございます。

本町が所有する土地に無断で工作物を設置し、土地を不法に占有している者が、再三にわたる勧告に応じないため、工作物の撤去及び土地の明け渡し並びに土地を占有している者から明け渡しに至るまでの間の使用料相当額の損害金の支払いを求めるものでございます。

明け渡しを求める土地の所在につきましては、大阪府泉南郡岬町小島31番地に接する里道及び水路敷並びにその里道と水路に挟まれた無番地となっております。

不法占有の状況につきましては、コンクリート構造物等を里道と水路に挟まれた無番地に設置している。

以上となっております。

次に、2、請求の趣旨でございますが、（1）相手方に対し物件工作物の撤去及び土地の明け

渡しを求める。(2)相手方に対し使用料相当の損害金の支払いを求める。(3)相手方に対し訴訟費用の負担を求めるとするものでございます。

次に、3、訴訟遂行の方針ですが、(1)弁護士を訴訟代理人に定める。(2)第1審または第2審の判決の結果必要と認めた場合は、上訴とするものです。

よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

訂正をさせていただきます。

明け渡しを求める土地の所在を説明させていただいたときに、小島31番地でとまったのですが、議案書にありますように、31番地と同829番地でございます。訂正させていただきます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。奥野 学君。

○奥野 学議員 今、説明をいただきましたが、3点について確認をさせていただきます。

まず1点目ですけれども、被告、相手方ですね、宗教法人と、ほか1名ということになっておりますけれども、この、ほか1名は説明の中に出てくるA氏のことであるのかということと、A氏であれば、どうして個人名を明らかにされないのかという点でございます。

そして、2点目に、明け渡しを求める土地、里道、水路、無番地3点ありますけれども、これの面積の表示がないんですが、どれだけの面積になるのか。

そして、3点目に、説明の中に、途中で隣接所有者からの協議があったということを書いておりますが、これはA氏とはまた違う別の方なのか、その3点を。

平成26年2月に隣接所有地と書いてありますよね、説明資料の中に。また、これが中央霊園を占有しているという申し入れがあったということですが、それはA氏とはまた違う方なのかどうかということです。別の方かどうかということです。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

まず1点目でございますが、その他1名はA氏かというご質問でございますが、A氏ではございません。個人になってございます。

面積は95平米となっております。

それと、平成26年2月に書かれている隣接土地所有者というのは、また新たな方でございます。里道、水路に接しております土地所有者になります。

この土地所有者がここに記載されておりますのは、先ほど、経過でもご説明させていただきます。

したように、公用地を廃止するに当たっては、隣接者の同意を必要とすることから、霊園さんのほうが隣接所有者の方といろいろ協議をされておりましたので、その隣接土地所有者につきましても、公用地廃止に伴って隣接している土地の所有者ということでございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 今、答弁いただいた被告なんですけれど、宗教法人とほか1名、個人だということですが、どうして、ここに個人の相手方を表示されないのかということをもう1点お聞きします。

まず、それをお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 答弁が抜けておりました申しわけございません。

個人名につきましては、個人情報保護の関係で伏せさせていただいているという状況でございます。

○道工晴久議長 奥野 学君。

○奥野 学議員 3回目の質問ですけれども、平成22年2月にこれはA氏から時効取得というような訴訟があったと書いておられますが、このA氏については今回、訴訟の対象外という扱いでよろしいのでしょうか。何か自分のものだという主張もあるように思いますけれども。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 A氏につきましては、先ほど経過説明でもお話しさせていただきましたように、訴訟を起こされてたんですけれども、最終的には岬町からみさき中央霊園のほうへ土地の払い下げに異議がないということで、同意を得ておまして、基本的にもうA氏さんがその土地を所有しているというようなことはもうないという状況でございます。

○道工晴久議長 他にございますか。坂原正勝君。

○坂原正勝議員 今、説明をお聞きしまして、平成18年からの引き続きの事案と聞きましたけど、今年の4月に弁護士に相談してとありますね。

訴えを起こすについて、議会の議決が要るので今回上がってきたんでしょうけど、もうちょっと早いこと議会にも報告できなかったのかと思うんですけど。

平成18年からのもの、私、去年、こちらに来てからもう1年半たつんですけど、初めて出てきましたから、もう少し前に報告できなかったのか。何で、急に1週間前に出てきたのかということですよ。

その1点と、もう1点は、今回の訴訟は時効の中断のため起こす訴訟であって、根本的な解決のためにはならないと思うんですよ。この紛争の根本的な解決のめどというんですか、そうい

うのはどのように考えてるのでしょうか。この2点お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まず、1点目の早く訴訟等を議会に提出できなかったのかというご質問でございますが、先ほど、経過書にも書いてございますように、できるだけ、以前、訴訟がございまして、みさき中央霊園へ土地を払い下げるということで暫時みさき中央霊園さんをご移転、売られて、そこにもありますように、早急に隣接者等の同意を得て公用廃止をお願いしたいという動きもございましたので、できるだけ相手さんの意向を受けて進められればということで、やはり、時効時期を迎えるのは、町としてもできないこととなりますので、急遽で申しわけはなかったんですけれども、上程させていただいたということでございます。

2点目のことでございますが、時効の中断というのが主になるのではというところでございますけれども、基本的にはその訴訟の提起の内容にも書いてございますように、構造物の取り除きであるとか、原状回復、勧告に応じない場合の土地の明け渡し、使用料の損害賠償請求を行ってまいる考えでございます。

○道工晴久議長 坂原正勝君。

○坂原正勝議員 いろんな事情があるでしょうけど、最終的に議会に報告するのであれば、途中経過も今後、ほかの案件でも議会にはなるべく早目に報告してほしいと思います。要望して終わります。

○道工晴久議長 小川日出夫君。

○小川日出夫議員 弁護士を通じて請求の趣旨が土地の明け渡し、それと、使用料の損害金の支払い、これは、もし弁護士を通じて今後裁判に持っていかれるのか、また、示談で済むのか、少しわからない点があるんですけども、これは弁護士さんにお任せして、どのように決着が着くのか我々ではちょっとわかりかねるところがあるんですけども、例えば、この弁護士さんを通じて示談をすとなったら、もちろん明け渡しの請求及び使用料の請求、決着着くまでするのでしょうか、例えば、無番地の土地を買い取っていただくとか、そういうような趣旨の話はあるのか、ないのか、お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 1点目のご質問でございますが、訴訟をどうするのかというお話ですが、基本的に、今回、上程させていただいてるのは、訴訟をするに当たって議会の議決が必要なので上程させていただいているわけでございます。

これでご承認いただきましたら、直ちに弁護士と話して訴訟の手續に進めてまいりたいと考え

てございます。

あと、無番地を払い下げというんですか、買ってもらえないかというところでございます。これは、先ほどの説明が十分でなかったのかもしれませんが、相手方に対して無番地の部分について払い下げをする意向でお話をさせていただいていたところでございます。

ただ、隣接する方の公用廃止するに当たっての手續上、隣接する方の同意が必要となっておりまして、その方の同意がなかなか得られない状況の中でなかなか進まなかったということございまして、基本的には払い下げをして買っていただくというお話で進めていたものでございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 確認したいんですけど、A氏、これは要因はもともとA氏から発生した問題と思うんですけどね。

A氏が周辺の、その目的の土地と町有地ですね。無番地、里道等々を購入して霊園のほうに譲ったと、そういう流れになってるんですけども、これ、A氏は農地、さかのぼって失礼やけども、A氏は農地を購入できる立場にあったんですか。まず、それちょっと教えてほしいんですわ。

霊園に至るまでに、A氏は農地を購入しているでしょう、この問題の。農地を購入して、それに付随した里道とか無番地を登記に進めていっていますわな。その部分の中で、当町の無番地を占有されたと、里道も。

そして、それが問題になって今日まで来ていると。その協議の結果、協議が決裂して結局話にならないということで、今回、町が原告となるに至っては、結局、占有権が時効となるということ、6カ月以降、占有が時効になってしまったら大変やからということで訴訟を起こしていると解しているんだけど、それは、占有が時効になってしまったら大変なことやから、それは当然、町が原告として訴訟を起こすべきだと思うんです。それは、当然、弁護士にも相談して取るべき措置をしている、それは理解しているんですわ。

問題は、A氏が発端でこうなっているの、A氏は農地を買える立場であったのか、農業委員会はその農地の権限移譲をどうしたのかという、そこまで把握しているんですか。それ、わかっていたら教えて。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

そちらの経過に書いてございますように、A氏が主張されているのは昭和42年に周辺の農地として購入したというお話をされているんですけども、その辺の証拠的なものというんですか、

その辺がございませんので、議員ご質問の件につきましては証明できないというところがございますので、ご理解のほど賜りたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 ちょっと補足説明をさせていただきます。

これについては、平成18年から長きにわたってということで、坂原議員さんからご指摘を受けたんですけれども、みさき中央霊園さんとおっしゃっているA氏とのトラブルの中で起きた問題に、後で町が権限移譲によって水路、そういったものの権限移譲で町が引き取った経緯が後でわかったわけなんですけれども、当初はA氏が、先ほど担当が説明したように、自分の親からもらった土地だということを主張されてきた。そこへ、中央霊園さんがそれを、いわばお墓の関係でそこへ仏像を建てたいということで、双方が話し合いの上でお互いに売買の話を進めていたということであったんですけれども、そこで、いろいろと話がうまくいかず、町のほうに町有地と違うのかということのみさき中央霊園さんが言ってこられた、その経緯がございます。

それで調べた結果、水路敷ということで、いわば0番地というのは国の水路敷ということがわかって、それで、そのときはもう既に仏像を建てていたということから、町としては和解の話の中で、Aさんは和解ということでみさき中央霊園さんとは一応解決をし、町もその後で払い下げをするということの三者が合意をした中で平成23年に和解条件をのんで一旦はそれで終わったんですけれども、ところが、町がそれを払い下げするに至っては、隣接地の同意がなければいけないと、先ほど部長から説明があったんですが、その隣接地というのは水路敷の隣に山林があるわけなんです。その山林の持ち主の同意がいまだに得られてない。

町としては、このことを地主さんに同意を早いこと得るようにということで、都度、話し合いをし、やってきたんですけれども、なかなか回答が得られなかったということから、町としてはやむなく勧告書を持って、さらに相手さんとの話を早く進めるようにということで来たんですけれども、10月に時効を迎えるに当たって、このままであったら時効取得というような問題も出てくるということで、町民に不利益を与えるんじゃないかということで、内部で調整した結果、これはやはり訴えを起すべきだということになった次第であります。

ですから、本会議ではなかなか説明しきれない部分があるんですけれども、一応、みさき中央霊園さんと、A氏というのはもともと土地を自分の土地だと主張された方、そして、岬町が公用廃止ということで0番地として町有地だという主張、この三者の問題が長きにわたって続いて来た、こういう事情を一つお酌み取りいただいて、今回、私のほうはできるだけ話し合いを持って解決をしたいということで進めてきたんですけれども、相手さんのほうが、また、隣接地の方と

の調整がうまくいかないということもあって、今回、訴訟に踏み切るべく議会に提案をさせていただいたということでございますので、ご理解を賜りたいと、このように思います。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 今やっと、町長の説明で大体歴史的な背景もわかりまして、こんなの本会議で一発で意思表示せえというのは、ほんまに困ったので、私、どうしたらいいのかと。無責任な反対、賛成してしまったら大変なことになるということで、あえて質問させてもらったんですけども、これで大体事情がわかりました。

そして、この議会報告についても、これは当然、こういう境界の部分については一般社会問題でも多々ある問題であって、そんなのや議案提出するんじゃなくして、やはり水面下でかなりこれやっていますわな。ただ、相手方が応じない、境界の面で同意しない。これ、大変なご苦労をしていただいたと思うんですわ。ですから、別に議会報告なかったということは私は指摘しません。

しかし、この問題はやはり時効が6カ月以内、近づいていると、時効を中断せんとだめやから原告として訴訟を起こしたと、これは手続上間違っていないと思うので、最終的には不幸な結果になってるんですわ、長い間こういう議論してきて。

誰が悪いとは言いませんけども、自分ところの管理地は守るのは本人ですけど、守ってなかったらこういうことになったということに結果なるんですけども、こんなの今さら言っても仕方がないので、粛々とそういう司法の手続をしていただいたら私は結構と思います。この説明がなかったら、私、こんなん、よう議案については賛否の中によ入らんですわ。

ということで、本来、本会議でやるべき問題と違ったんですけど、こういう説明をいただいたので、私は信頼して採決に加わりたくて、かように思います。わかりました、結構です。

○道工晴久議長 他にございませんか。出口 実君。

○出口 実議員 ちょっと確認をしたいんですけども、里道及び水路敷並びに、その里道と水路敷に挟まれた無番地となっておりますが、これは特に地図を見ますと、多分、周辺には耕作者が何軒かあると思われます。

その中で、里道は大阪府から町のほうに移管されまして、それも私は理解をしております。

そして、並びに水路敷も町の所有地であるということは理解できますけども、水路の場合、各2町2村には水利組合というものがあまして、当然、水路敷は町の所有であっても、水の権利というのはあくまでも、水路は町の権利があっても、水はまた別の権利があるので、その方々の耕作者の理解を得ているのかどうかと、その辺の説明を願いたいと思います。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 お答えさせていただきます。

おっしゃるとおりですけれども、もう既に水路については当時、平成18年以前につけかえをやっておりますので、旧の里道については廃止ということになっております。

○道工晴久議長 他にございますか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 1点確認したいことがございます。

先ほど、木下部長から被告の名前として大自然日之本教その他1名ということで、この1名はなぜ明記されないのかということの答えについて、個人情報の観点で明記してないということをお答えされたと思うんですけれども、私としては、大自然日之本教というこの法人も個人情報に当たると思うんですけれども、町として個人情報保護の見解としてはどのように扱っておられるのか、お聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 説明させていただきます。

前回の訴訟、相手方A氏のほうから訴訟をされた状況のときに、訴える相手方、被告のほうで日之本教とその他1名ということになってございまして、その辺、訴訟の中でそういう形で提示されておりましたので、その相手方ということとさせていただきます。

(「回答できてない」の声あり)

○道工晴久議長 暫時休憩させてください。

ちょっと、調整を理事者にしてもらいますので。議席におるようにしてください。

(午前11時25分 休憩)

(午前11時29分 再開)

○道工晴久議長 会議を再開いたします。

先ほどの件につきまして、理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

大変申しわけございません。私が間違った答弁をしてしまいまして、個人情報というところは取り消しさせていただきたいと思っております。

説明資料の1ページにございますように、主な経過の平成18年4月の冒頭にありますように、「他1名」につきましては、みさき中央霊園ということとございます。大変申しわけございませんでした。

○道工晴久議長 他にございませんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、「他1名」というのは、みさき中央霊園さんということでよかったですか。確認です、すみません。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

みさき中央霊園さんでございます。

○道工晴久議長 他にございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 かなり複雑なこれまでの経緯があるようで、いろいろご説明をいただいたところではありますが、今回、訴えを起こさなければならない、その中心的な理由としては、時効を中断したいという意思によるものと。

その手続を行って、相手との話し合いを引き続き進めるということなのか、何らかの解決に向けてということだと思うんですが、時効の中断、何の権利の時効を中断させたいのかということを確認させていただきたいと思います。

というのが、今回の請求の趣旨としては、物件工作物、これは仏像とひな壇のことを指すのだと思いますが、これのことを指しているのか、土地の明け渡しを求めるということも趣旨の中に入っておりますから、そちらでいうと、土地を不法に占有している土地の所有権にかかわって時効を中断させたいということなのか、両方の時効の中断をさせたいということなのか、そこを教えていただきたいと思います。

それから、相手方に対して使用料相当の損害金の支払いを求めるという趣旨が書かれておりますが、損害金は幾らで、計算上の内訳、根拠についてもお示しいただきたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 まず、1点目の件について、訴えについては物件なのか土地なのかということでございますが、議案書にも訴えの提起の件ということで明記させていただいておりますように、物件を撤去して、明け渡しを求めるところでございます。

あと、使用料相当の計算につきましては、今後、弁護士さんとも相談しながら作業を進めてまいりたいと考えてございます。

○道工晴久議長 中原 晶君。

○中原 晶議員 2点目の使用料の請求の具体的な金額については、まだはっきりしない、現時点では相談中ということなんですね。わかりました。

1点目の時効の中断の問題なんですけれども、私は法律の専門家ではないので、民法の解釈がよ

くわからない点はあるんですけど、今回、説明の資料の中では時効取得は民法163条による10年（善意）ということで書かれているわけなんです。この民法163条というのは、所有権以外の財産権の取得時効ということになっております。

ですので、財産権の時効の取得にかかわって時効の中断を行いたいということなのかなと受けとめておまして、そうなりますと、土地の所有とは関係がない、物件工作物の時効の中断をしたいということになるのかなと考えたんですけども、そこがちょっとよくわからない点なんです。

もしも、土地の明け渡し、土地の占有をやめさせたい、そのことにかかわる時効の中断ということであるならば、民法上でいいますと162条にかかわる事柄でありまして、今回、何の時効を中断させたいのか、それがよくわからないんです。

そのことを説明いただきたいということと、それから、時効の中断にかかわって言いますと、時効の中断事由というのがまた民法上にありまして、その中に承認というのがあるんですね。これは、例えば今の問題で言いますと、岬町、この土地については岬町の土地だということを相手が承認しているということが明らかではないのかなと思うんですね。

それから、工作物については、訴えている被告のものであることは明らかかなと思うので、わざわざ時効を中断させるための裁判を起こす必要があるのかどうかという事柄について素朴な疑問を持っているんですが、そのことに対してお答えをいただきたいと思います。お願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

また説明資料になってしまって申しわけないんですが、説明資料の3ページに書いてありますように、民法の163条ということで、今、議員のほうにご案内いただきましたように、その物件について、工作物について撤去していただくべく、その地上権等のことを時効を迎えないためにやっておるものでございまして、基本的にその土地の所有につきましては、先ほど経過で見ていただいておりますように、町の所有であることを皆さん認めておられまして、払い下げについて粛々と進めてきたところでございます。

あと、工作物についても個人だと言っているということでございますが、163条にいう、町有地に物件を建てていること自身が不法な行為でございますので、その辺を訴えていくというところでございます。

○道工晴久議長 他にございますか。出口 実君。

○出口 実議員 ちょっと確認をしたいんですけども、先ほど木下部長のほうから、被告、これが

町有地不法占有についての1ページの部分で、大自然日之本教その他1名と表示されておりますが、これはあくまでも、今の部長の説明では、大自然日之本教をみさき中央霊園というのが正解であるのか、今の文章の名義であれば、大自然日之本教の代表取締役と別に取締役がいて、他1名というのか、その辺の説明がどうしても理解が得られないんですよ。その辺はどういう形になっているんですか。

と同時に、被告のほうにも議案第53号で原告が岬町、被告が大自然日之本教その他1名となっておりますわね。ということは、2名の被告がいるということになってもいいんじゃないんですか。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

被告については二つございまして、大自然日之本教とその他1名ということで、みさき中央霊園お二人ということでございます。

○道工晴久議長 竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 先ほどから議論を聞かせていただきまして、参考までに、この明け渡しを求める土地の面積が95平米というところで、払い下げ手続を行っているというお答えいただきましたが、おおよその金額というんですか、10万円ぐらいのものなのか、100万円ぐらいするものなのか、それによって裁判、訴えというのをしたほうがいいのか、しなくてもいいというんですか、それは行政の判断にもよると思うんですけど、私の一般的な感覚として、できたら聞いておきたいなと思ったのが1点です。

2点目に、また、この被告、霊園さんとお聞きしましたが、岬町の方も何人もお参りに行っているのかなと思っております。

そんな中、裁判以外の関係性というんですか、固定資産税は滞納なくきちっと納めていただいているとか、そういう関係性はどうかなのであろうかということも気になりましたので、あわせてお願いします。

○道工晴久議長 都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 お答えさせていただきます。

払い下げ金額につきましては、まだ算定等行っておりませんので、まことに申しわけないんですけども、お願いします。

それと、あと、固定資産に係る部分については、当方でその辺、調べてございませんので、まことに申しわけございません。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 何度もすみません、補足説明をさせていただきます。

先ほどの説明の中で、少し早口で言ったのでわかりにくかったかと思うんですけども、請求の趣旨はこの内容に書いているとおり、相手方に対し、物件の工作物の撤去及び土地の明け渡しをまず求めるということと、相手方に対して使用料相当の補償金お支払いを求めるということと、さらには、訴訟費用の負担を求める、これが訴訟の目的でございますけども、先ほど竹原議員さんがおっしゃっている土地の面積並びに金額、それと訴訟費用、それを比べた場合にかなりの損益があった場合、町がかなりの損失をするのじゃないかという、多分、ご懸念の中で質問されているのじゃないかなと思うんですけども、全くそのとおりで、できれば話し合いをしたほうがいいわけなんですけども、専門の弁護士さんに相談をしましたところ、このまま何もしないで、訴訟しないで放っておくと、相手方から時効取得を求められるよと。

その場合に、町が不利な立場になる可能性が高いということからあえて訴訟に持っていったと言いますのは、やはり物件を、先ほど言う3点の問題を訴訟を起こしておいて、早いこと明け渡せということにしないといけない。

それで、金額の大きい小さいは別として、町が不利益をこうむる場合は法に従って議会の同意を得てするということになっていきますので、今の段階ではまだ何もしておりません。議会の同意を得てから、今後、そういった土地の金額とか、いろんなものを弁護士さんと相談しながら行っていきたいと思っていますので、その辺のご理解を賜りたいと思います。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、質疑を終わります。

これより討論に入ります。討論ございませんか。

竹原伸晃君、賛成ですか、反対ですか。

○竹原伸晃議員 賛成です。

○道工晴久議長 反対の方、ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 それでは、竹原伸晃君。

○竹原伸晃議員 ただいまの質疑等々で町長の方から答弁をいただき、金額の問題ではないと。やはり、町としてこれが一つの例を見過ごす後にも出てくるということ、これをきちっと解決することによってほかのこともできると感じましたので、今回の件はしっかりと訴えていただきました

い、このように思いますので、賛成討論とさせていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで討論を終わります。

これより、議案第53号「訴えの提起の件」を起立により採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第8「議案第54号、岬町職員の退職管理に関する条例を制定する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 日程第8、議案第54号、岬町職員の退職管理に関する条例を制定する件につきましてご説明申し上げます。

提案理由といたしましては、地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴い、職員の退職管理の適性を確保する必要が生じたため本条例を制定するものでございます。

議案書にあわせて条例の概要の資料をお配りしておりますので、岬町職員の退職管理に関する条例の概要に沿って条例案の内容をご説明させていただきます。議案書もあわせてごらんください。

お手元の概要資料の1ページをごらんください。

制定の趣旨(条例第1条関係)でございますが、地方公務員法第38条の2第8項は、再就職者の働きかけ規制を条例により定めることができると規定し、同法第38条の6第2項は再就職情報の届け出義務化を条例により定めることができると規定しております。

この規定に基づき、本町の職員の退職管理に関して必要な事項を定める趣旨が条例第1条でございます。

次に、再就職者による依頼等の規制(条例第2条関係)でございますが、基本規制として営利企業等へ再就職者は離職後2年間、再就職先と本町との契約等事務において、離職前5年間の職

務上の行為をするよう、また、しないよう、現職職員へ要求・依頼することが禁止されます。

なお、不正な働きかけを受けた職員は公平委員会への通報が義務づけられます。

契約等事務とは、本町と再就職者、再就職先との間の契約や再就職先に対する処分などでございます。

また、働きかけの具体例につきましては、裏面2ページをごらんください。

働きかけの具体例でございます。

働きかけに当たる場合とは、再就職先の契約を有利にするよう要求・依頼。自社製品の売り込み、仕様変更の要求などでございます。

公になっていない情報の提供の要求・依頼。公募補助等で詳細な審査基準の要求などです。

再就職先の処分を甘くするように要求・依頼。指名停止処分の見逃しを要求するなどです。

再就職先の許認可を認めるように要求・依頼。基準を満たしていないのに許可を要求するなどでございます。

一般的に働きかけに当たらない場合とは、名刺の配布。年末年始、着任や退任に当たっての挨拶。契約、入札、許認可などに関する一般的な問い合わせ、事務手続でございます。

次に、働きかけ規制が適用されない場合（適用除外・法第38条の2第6項）の内容でございます。

1. 本町から指定、登録・委託等を受けて行う試験・検査・検定等を遂行するため必要な場合、または本町の事務・事業等と密接な関連を有する業務を行うために必要な場合です。
2. 法令、本町と契約、行政処分に基づく権利の行使、または義務の履行の場合です。
3. 法令に基づく申請・届け出を行う場合です。
4. 一般競争入札等による契約を締結するため必要な場合です。
5. 法令または慣行により公開されている情報の提供を求める場合です。
6. 公務の公平性の確保に支障が生じない場合（水道水供給に関する契約など裁量の余地が少ない職務）として任命権者の承認を受けた場合でございます。

次に、任命権者への届け出（条例第3条関係）でございます。

管理・監督職員（在職中に課長級以上の職を経験した再就職者）は、営利企業等に再就職した場合、離職後2年間、再就職情報を届け出なければならないとするものでございます。

最後に施行日でございますが、公布の日から施行するものとしております。

以上が本条例案の概要でございます。

なお、本件は総務文教委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜り

ますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。田島乾正君。

○田島乾正議員 ちょっと、確認だけしときます。

難しい条例を制定しようとしてるんですけども、再就職の部分についてもあるんですけども、これも地公法にちょっと重複しませんかな。元公務員として退職した場合は知り得た情報とか、そういう職務で知り得た部分については公表してはいけないと、そういう運用してはいけないと、そういう場合、地公法にも重複すると思うし、そして、一旦退職した人にそういう制約をかけるというのはいかがなものかと思ってるわけですね。

ということは、一旦退職して再就職した場合、職務権限もないと思うんですね。決裁権も与えられてないと思うんですけど、再就職した方、決裁権持てるんですか。まず、それちょっとご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 町長公室長、保井太郎君。

○保井町長公室長 お答えいたします。

地方公務員法の守秘義務というものは既にある規定でございまして、今回、新たに地方公務員法が改正されまして、そこの再就職に関することに関して法律で規定されたわけでございます。

その法律で規定された地方公務員法第38条の2第1項とか、第38条の2第4項、また第38条の第5項がございまして、それらをあわせて、今回、再就職者に関して退職管理を行うものでございます。

ただ、ご指摘のとおり、権限のない分野につきましても再就職先でのポストとかいろいろございますから、確かにそのようなことがございますので、その内容につきましても働きかけになる場合とならない場合というものをこの第2条の中で規定するなどして、当然、条例だけじゃなくて上位法の法律の適用になるわけでございますけども、そのような法律と条例、また規則で総合的に退職管理をしていくということで、各事案、事案によって違うことが確かに生じてくると思っておりますが、それを明確に規定していきたいというような条例でございまして、よろしくご理解

のほどお願いいたします。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 保井公室長のおっしゃるとおり、上位法には逆らうことはできませんねんけど、やはり、上位法をいろいろ検討課題にしてあまり上位法がこうやっているからこういうことだと、やはり下の条例で制定してしまったら、一旦退職した方はどこに勤めようと自由ですね、結局。一旦やめたんだから、放つといてやと、私の人生。どういう所得を取ろうと勝手じゃないかと。

しかし、再就職になったら、この部分についてはそういう制約があった場合、大変、自由な労働条件に、結局、憲法でもうたわれていますけども、やっぱり職業にしても何にしても自由ですわな。

それを、やっぱり上位法があるからって、また、条例でこういうことをつくる自体が私はちょっといかなものかと。

年老いて、仕事も結局選択しないといけない年齢になって、そういう細かいこと言われたら、まだまだ今、日本人は健康で働かないといけない、働かんと仕方ないねん。年金はだんだん削られて、働かざるを得んような状態で、こういうまた条例制定した場合、やっぱり就職する場が狭められるわけですね。ということで、慎重に議論していただきたい。

いとも簡単に賛成とするのじゃなしに、やっぱり、明日は我が身ですからいろいろ検討して、そういうことにならないように、一つ要望だけしときます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 ないようですので、これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議案となっております岬町職員の退職管理に関する条例を制定する件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、総務文教委員会に付託することに決定しました。

お諮りいたします。暫時休憩したいと思います。

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 13時から再開をさせていただきます。よろしく願いをしておきます。

(午前11時58分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○道工晴久議長 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○道工晴久議長 日程第9、議案第55号「岬町手数料条例の一部を改正する件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。しあわせ創造部長、古橋重和君。

○古橋しあわせ創造部長 日程第9、議案第55号、岬町手数料条例の一部を改正する件につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、介護保険法に基づく指定居宅サービス等事業者の指定に係る手数料を徴収するため、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは、条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書の裏面及び新旧対照表をごらんください。

なお、本条例改正の説明につきましては、本議案とあわせて送付をいたしております岬町手数料条例の一部を改正する条例案の概要にて説明をさせていただきます。

まず、制定の理由でございますが、指定居宅サービス事業者等の指定・指導等の事務は現在、泉佐野市以南の3市3町で構成する広域福祉課において行っていますので、指定・更新に係る手数料の徴収については、構成市町で検討してきたところであり、手数料の徴収については受益者負担の適正化の観点から徴収することとしたもので、あわせて地域密着型サービス及び介護予防支援についても手数料を徴収することとしたものでございます。

次に、内容でございますが、手数料の種目は表に整理をいたしております。

また、表の下には手数料を徴収する各サービス事業者のサービス内容についてまとめさせていただいておりますので、ご確認をいただきたいと思います。

手数料の額につきましては、新規の場合は3万円、6年ごとの更新時は1万円となっております。

また、表の①指定居宅サービスと②指定介護予防サービス及び④指定地域密着型サービスと⑤指定地域密着型介護予防サービスにつきましては、サービスを提供する対象者が要介護認定者か要支援認定者かによって区分をされており、サービスの種類は同じでございますことから新規で

同時申請をする場合は3万5,000円とし、更新の場合は1万円といたしております。

次に、施行期日につきましては、附則で平成29年4月1日と定めており、施行日前に申請を受理したものについては適用しない旨の経過措置を設けております。

以上が条例案の概要でございます。

本件は厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります。その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町手数料条例の一部を改正する件については、会議規則第39条第1項の規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第10、議案第56号「教育長の任命について同意を求める件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第10、議案第56号、教育長の任命について議会の同意を求める件についてご説明申し上げます。

このたび、教育長、笠間光弘氏の教育委員としての任期が平成28年9月30日をもって満了となることから、教育の政治的中立性、継続性や安定性を確保しつつ教育行政の責任者を明確にするとともに、緊急時の対応の迅速化を図るため、教育長と教育委員長を一本化した新教育長を

設置するもので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、笠間光弘氏を教育長に任命いたしたく、議会の同意を求めるものでございます。

なお、教育長の任期につきましては3年となります。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町淡輪1460番地の5。

生年月日は、昭和26年12月28日。

経歴等につきましては、議案書裏面をごらんいただきたいと思います。

笠間氏は昭和49年7月に岬町に奉職されて以来、さまざまな部署の要職を歴任後、平成23年9月に教育委員に、同年10月には教育長に就任し、以来5年にわたり、その間、平成27年度には小学校校舎の耐震化率100%を達成され、また、岬町いじめ防止基本方針の策定や、多奈川小学校、深日小学校への保育所併設するなど、本町の教育行政の推進に尽力されてこられました。

笠間光弘氏は人格、見識ともすぐれ、実行力、指導力に富み、学校や地域の信頼も極めて厚く、これまでの重責を着実に果たしてこられており、教育長として適任であると考えますので、教育長の選任について何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

なお、議事録に残っておりませんので、笠間教育長に退席をしていただいておりますことを申し述べておきます。

これより、議案第56号、教育長の任命について同意を求める件に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第56号「教育長の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第56号は原案のとおり同意することに

決定しました。

笠間教育長の入場を求めます。

(笠間光弘教育長 入場)

○道工晴久議長 日程第11、議案第57号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。町長、田代 堯君。

○田代町長 日程第11、議案第57号、岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件についてご説明申し上げます。

岬町教育委員会委員の松田正三氏は平成28年9月30日をもって任期満了となりますので、同氏の再任について地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

同氏の住所は、大阪府泉南郡岬町多奈川谷川2840番地の17。

生年月日は、昭和19年1月3日です。

経歴等につきましては、議案書裏面をご参照ください。

松田正三氏は、平成20年10月に教育委員会委員に就任後、平成23年8月には教育委員会委員長に就任され、現在に至るまで委員長として教育行政の推進に尽力されており、引き続き委員の任命について同意を求めるものであります。

また、教育委員の任期につきましては4年でございます。

何とぞ、ご同意賜りますようよろしくお願いいたします。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、議案第57号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。

本件は人事に関することですので、委員会付託及び討論を省略したいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより、議案第57号「岬町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を起立により採決します。

本件はこれに同意することに賛成の方の起立を求めます。

(起立全員)

○道工晴久議長 起立満場一致であります。よって、議案第57号は原案のとおり同意することに決定しました。

○道工晴久議長 日程第12「平成27年度成果報告・決算に関する説明」及び日程第13、議案第58号「平成27年度岬町一般会計決算認定の件」から、日程第23、議案第68号「平成27年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの11件を一括議題にしたいと思います。

これに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第12「平成27年度成果報告・決算に関する説明」及び日程第13、議案第58号「平成27年度岬町一般会計決算認定の件」から日程第23、議案第68号「平成27年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの11件は一括議題にすることに決定しました。

これより、平成27年度成果報告・決算に関する説明を求めます。

岬町長、田代 堯君。

○田代町長 初めにご了解を賜りたいと思います。多少説明が長くなりますので、一つご理解賜りますようお願いいたします。

それでは、日程第12、平成27年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

あわせて、日程第13、議案第58号、平成27年度岬町一般会計決算認定の件から日程第23、議案第68号、平成27年度岬町水道事業会計決算認定の件につきまして、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、議会の認定をいただきたく一括提案申し上げます。

なお、平成27年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書をあらかじめ配付いたしております。主要施策の成果につきまして、主要施策成果説明書をもとに、新たな事業や充実させて取り組んだ事業を中心として、各概要等についてご説明

させていただきます。

さて、去る7月、福岡で開催されました一億総活躍・地方創生全国大会に出席させていただき安倍総理大臣の特別講演を拝聴いたしました。

この講演で、安倍総理は、政府が進める成長戦略実現に向け秋の臨時国会において経済対策費として大規模な補正予算の成立を目指すことを表明されました。

これを受け、8月には経済対策3兆9,871億円を含む補正予算案が閣議決定され、一昨日9月5日には秋の臨時国会をアベノミクス加速国会としたいと表明されたところでもあります。本町におきましても、施策に必要な財源の確保に向けて政府の動向を注視してまいりたいと思っております。

また、講演の中で総理が何度も発言されていたのが、未来への投資、投資なくして成長なしといった言葉でございました。

私が町長に就任して間もなく丸7年を迎えようとしております。この間、私は行財政改革に取り組む一方で地域活力を向上させるべく投資的事業にも積極的に取り組んでまいりました。

財政力向上のために引き締めるだけの町政運営では地域は活力をなくす一方で、総理の発言が示しておりますように、地域に活力を見出すためには目の前の課題を解決するだけでなく、未来を見据えた思い切った投資が必要と考えます。

今後も、現在、策定中の新たな行財政改革プランに基づき、引き締めるべきは引き締めつつ、国や大阪府の補助金制度を活用しながら事業を推進し、地方創生、地域の活性化に取り組めます。

とりわけ、岬町の魅力を発信することで交流人口の拡大につなげ、さらには岬町の魅力を知っていただいた方に定住していただく、そのようなまちづくり施策に努めてまいりたいと考えております。

平成27年度決算の概要でございますが、一般会計決算の歳入決算額は77億42万円、歳出決算額は財政調整基金に積み立てた7,200万円を含み76億3,346万円となっております。

歳入歳出決算額の差し引きおよそ6,700万円から翌年度繰り越し分1,753万円を差し引いて、実質収支及び4,900万円の黒字とすることができました。

また、財政構造につきましては、経常収支比率は前年度比0.2ポイント改善の95.3%、実質公債費比率は前年度比1.4ポイント改善の16.2%に引き下げることができ、いずれも高い水準ではあるものの、着実に改善いたしております。

さらに、私が就任した平成21年度末には94億9,000万円あった町債残高は、平成27

年度末には72億5,000万円となり、22億4,000万円の減少、財政調整基金等の基金残高は約8億9,000万円から14億4,000万円となり、5億5,000万円の増加となっております。

岬町行財政改革計画（第2次集中改革プラン）の最終年度にこのような成果を残すことができましたのも、ひとえに町議会、町職員、そして、何よりも住民の皆様のご協力のたまものと深く感謝申し上げます。

今後も、住民の皆様の信託に応えつつ、行財政改革を推進しながら、地方創生事業や地域の活性化につながる投資的事業に取り組むなど、第4次総合計画の基本目標である「豊かな自然 心かよう温もりのまち“みさき”」の実現のため、経済の動向に即応した機動的、弾力的な町政運営に努めてまいります。

それでは、平成27年度に実施いたしました施策の概要について、平成27年第1回岬町議会定例会で述べさせていただきました町政運営方針に基づき、第4次岬町総合計画の六つの基本政策に沿って説明申し上げます。

まず、基本政策1、「みんなで進めるまちづくり」でございます。この分野は、協働・人権・行財政を基本としております。

人権施策に関しまして、人権相談を初めとする相談事業の拡充、岬町男女共同参画プランの進行管理を行いました。

また、いじめ防止対策については、いじめ防止対策推進法及び岬町いじめ問題対策連絡協議会等条例に基づき、迅速な対応ができるよう体制を整え、人権問題の解消に努めました。

ふるさと応援事業につきましては、ふるさと納税、岬ゆめ・みらい寄附金をいただいた方に地域の特産品を謝礼としてお渡しすることで、寄附の増額と地域振興を図ることを目的として平成25年度から実施しております。平成27年度においては、謝礼品目の拡充により前年度を大幅に上回る8,500万円を超えるご寄附をいただき、自主財源の確保に努めました。

社会保障・税番号制度導入事業、いわゆるマイナンバー制度につきましては、住民情報システムの改修を行うとともに、通知カード、個人番号カードを交付し、本格施行に向けた取り組みを進めました。

町制施行60周年記念事業におきましては、住民参画の実行委員会を設立し、住民団体等が主催する周年記念事業の支援、ラジオ体操や記念式典の開催などの周年事業を実施し、住民の皆様にまちへの愛着を深めていただくことに寄与いたしました。

滞納整理につきましては、町の担当職員及び大阪府税事務所出身の専門職員による徴収対策強

化に加え、再任用職員を活用した訪問徴収を実施し、未収債権の徴収強化を図りました。

次に、基本政策2、「一人ひとりの“子どもが”“親が”輝き、文化を育むまちづくり」でございます。この分野は、子育て・教育・文化を基本としております。

まず初めに、子育て支援施策についてご説明させていただきます。

平成27年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度に伴い、認定こども園に移行した私立幼稚園の運営に対し、施設型給付を行うとともに、当該認定こども園が実施する一時預かり事業について財政支援を実施し、子育て環境の充実を図りました。

続いて、深日保育所の深日小学校への併設についてご説明させていただきます。

施設の老朽化や耐震性に不安がある深日保育所を耐震化が完了した安全な深日小学校の余裕教室に移設いたしました。

小学校施設の併設は、地域力を生かした子育て支援、教育を行うことを念頭に、多奈川保育所に続いて2例目となりますが、異なる年齢の子どもたちが交流を通じて相互に学び、育つことで相手を思いやり、心を育むことが期待できます。

また、深日地区にはここ数年少子化が進展していることから、地域に根差した学校、保育所を構築することで地域コミュニティの醸成にも寄与できると考えております。

子育て支援センターにつきましては、遊戯室に冷暖房設備等を設置し、施設環境の充実を図るとともに、平成28年度から深日小学校内に深日保育所が開設することに伴い、離乳食調理室や食器類の整備、給食配送車両の購入等を行い、安全で安定した給食を提供できる環境を整備いたしました。

乳幼児等医療費助成につきましては、平成24年度から順次、所得制限の撤廃、助成対象年齢の引き上げなどを実施してまいりました。

平成27年度におきましては、通院医療費助成の対象を中学校卒業年度末まで引き上げ、さらなる制度拡充を図りました。

これにより、医療費助成は入院、通院とも中学校卒業年度末まで行うこととなり、子育て世帯の経済的負担の軽減を図りました。

児童虐待防止に関しましては、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため相談支援専門員を配置し、関係機関との連携強化を図るとともに、児童虐待困難事例や支援の進捗管理の助言を受けられるために、児童虐待対応外部アドバイザーを確保し、児童虐待の早期発見、防止に努めました。

続いて、教育施策についてご説明させていただきます。

平成27年4月に施行された地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

の施行に伴い、岬町においても町長部局と教育委員会による岬町総合教育会議を設置し、平成28年1月、岬町における教育の指針となる岬町教育大綱を策定いたしました。

学校施設の耐震化につきましては、これまで小学校施設の耐震化工事を年次的に実施してまいりましたが、平成27年度に淡輪小学校の残り1棟が完了したことにより、学校施設については耐震化率100%を達成し、子どもたちが安心して授業が受けられる環境を整備いたしました。

また、地震発生時に吊天井の落下による被害を防ぐため、岬中学校武道館の吊天井を改修し、子どもたちの安全確保に努めました。

学力向上チャレンジアップ事業につきましては、子どもの学力向上のため、思考力トレーニングの教材の配布、本町独自の学力診断テストなどを実施いたしました。本事業については、平成29年度の全国学力学習状況調査で効果検証を行うこととしております。

教育相談事業につきましては、子どもたちのいじめ問題や不登校問題に対応するため、引き続き各小学校にスクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーを配置し、子どもたちが抱える悩みの解消に努めました。

幼稚園就園奨励事業につきましては、非課税世帯に対する助成金額を増額し、家計負担の軽減を図りました。

新規事業としましては、ふれあい教育フェスタの開催にあわせてキャリア教育の一環として、町内の小学校高学年を対象に夢の教室を開催し、子どもや保護者が夢を持ち続ける意味や大切さの学習支援を実施いたしました。

学校施設の整備につきまして、深日小学校におきましては保育所併設に関する整備にあわせて校舎屋上の防水工事を実施いたしました。

また、岬中学校におきましては、体育館屋上の防水工事を実施し、施設環境の改善を図りました。

次に、基本政策3、「誰もが元気でいきいきと暮らせるまちづくり」でございます。この分野は、健康・福祉を基本としております。

まず、地域福祉施策におきましては、誰もが安心して暮らすことのできる住みたい、住み続けたいと思う福祉のまちづくりを目指して、第2次地域福祉計画、地域福祉活動計画に基づきコミュニティソーシャルワーカーを中心に関係機関とともに、出張福祉なんでも相談を実施するなど、福祉の推進に努めました。

みんなで進めるまちづくり、協働、人権、行財政の分野にも関連しますが、平成27年度から文化センターにおいて新たに総合生活相談事業を開始しました。総合生活相談では、人権、福祉、

年金、就労、住宅、教育など生活にかかわるあらゆる相談を受け付け、住民が抱える不安や悩みの解消を図りました。

障がい者施策につきましては、障がい福祉サービスの提供、相談支援センター愛の家「みらい」による障がい者相談など、障がい者やそのご家族の方々に対する支援を実施いたしました。

高齢福祉介護保険施策につきましては、高齢者が自分らしく生活することができるよう、第6期岬町高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、生活習慣病予防教室や認知症予防教室などを開催し、高齢者が主体的、継続的な介護予防を実践できるよう努めました。

特に認知症対策につきましては、平成27年度において新たに小学生や町職員全員を対象に認知症サポーター養成講座を開催し、認知症に対する理解を含める取り組みを行うなど、認知症の予防や啓発に努めました。

また、平成27年10月から新たに食の自立支援事業として、配食サービスを開始し、在宅高齢者施策の充実を図りました。

また、新規事業としまして、消防関係法令の改正により、小規模多機能型居宅介護事業についてはスプリンクラーの設置が義務づけられたことに伴い、事業者に対して整備費を助成することで施設の消防機能の強化を支援いたしました。

シルバー人材センター活動補助事業につきましては、平成27年度に高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に規定するシルバー人材センターの要件を満たすことになった岬町シルバー人材センターに対し活動補助を実施するとともに、町有施設等の維持管理業務などを委託することで高齢者の就労機会の提供や社会参加を支援いたしました。

健康ふれあいセンターにつきましては、平成27年度から新たな指定管理者による運営を開始し、お風呂の利用時間を2時間延長するなど、指定管理者と協議しながらよりよいサービスを提供できるよう努めております。

また、平成25年度から年次的に実施しておりました設備の改修が平成27年度に完了したことにより、ハード面においても利用者の満足度の向上を図りました。

妊婦・乳幼児保健事業につきましては、妊婦健診は平成25年度までに助成項目の追加、検査回数増加、助成金の増額などを実施しましたが、平成26年度において検査項目を限定しないフリー券による健診助成を行い妊婦の負担軽減を実施してまいりましたが、平成27年度から、さらに妊婦歯科健診の助成を実施し、母子保健事業の充実を図りました。

国の施策としましては臨時福祉給付事業を実施し、消費税率引き上げに伴い消費税負担の影響が大きい住民税非課税世帯を支援いたしました。

次に、基本政策4、「新たな活力の創造と心うるおう観光のまちづくり」でございます。この分野は、産業・観光を基本としております。

道の駅につきましては、第二阪和国道の全線供用開始にあわせて開業を予定しております。平成27年度においては、地域振興施設に係る実施設計及び国が行う造成工事について負担金を支出し、事業の推進に努めました。

有害鳥獣対策としましては、岬町有害鳥獣対策協議会と連携して有害鳥獣の駆除を行い、農作物の生産の向上を図りました。

深日港洲本港の航路復活に向けた取り組みにつきまして、平成27年度には、深日港活性化イベントのほか、高速艇による試験運行などを実施しました。いずれも多くの方にご利用いただき、深日港や航路の魅力PRに努めることができました。

また、みなとオアシスみさきが本登録されたことに伴い、観光を拠点として、深日港に観光案内所さんぼるたを整備いたしました。

いきいきパークみさきにつきましては、公園内に仮置きされていた第二阪和国道建設工事用土砂が平成28年度中に撤去されることに伴い、サッカーやラグビー等のスポーツが楽しめる天然芝の広場として整備するための実施設計を行いました。

また、多目的公園内に進出を希望する事業者の募集を行い、2事業者を進出候補事業者として決定し、企業誘致を進めました。この2事業者の進出により、平成18年度から実施してまいりました多目的公園の企業誘致が全て完了することとなります。

次に、基本政策5、豊かな自然の中で安心して暮らせるまちづくりでございます。この分野は環境・地域保全を基本としております。

まず、路線バス運行事業につきまして、運行委託事業者に対する運営補助を行いました。しかしながら、事業者の突然の撤退申し出により、平成27年度末をもって運行から撤退することとなったため、交通空白期間をつくらぬことを大前提として道路運送法に基づく岬町地域公共交通会議を設置し、岬町地域公共交通基本計画を策定、平成28年度からは市町村運営有償運送の方法による路線バス事業の継続を決定し、必要な車両を購入しました。

限られた期間の中で準備を進め、平成28年度は実証運行の位置づけのもと運行を開始することとし、住民の交通手段の確保に努めました。

ごみ処理施設におきましては、老朽化が著しい焼却炉内耐火物の全面更新を行うとともに、定量供給装置の改修を行うなど、焼却能力の確保と施設の適正な維持管理に努めました。

火葬場の整備に関し、淡輪火葬場につきましては火葬炉の改修を平成25年から年次的に実施

し、施設の適正な維持管理に努めました。

また、駐車場用地の購入、待合室の空調設備の更新を行い、利用者の利便性の向上を図りました。

深日火葬場につきましては、老朽化のため今後の施設解体撤去を検討するに当たり、ダイオキシンやアスベスト等の調査分析を実施いたしました。

続いて、防犯対策事業の新規事業につきましてご説明させていただきます。

防犯カメラを設置する自治区に対する設置費用の一部助成を開始いたしました。

平成27年度においては池谷、佐瀬川の2自治区に補助を行い、地域における犯罪抑止への取り組みを支援いたしました。

また、淡輪、みさき公園、多奈川各駅3カ所の駐輪場にも防犯カメラを設置し、安全で安心なまちづくりの向上に努めました。

消防団が所有するアナログ無線機が平成28年5月に周波数の使用制限を迎えることから、新たにデジタル無線を導入し、効率的な通信手段を確保することで地域防災の支援を行いました。

災害時要援護者の支援事業につきましては、避難行動要支援者のデータベースを作成し、地図データ化を行うことで災害発生時に効果的、効率的な支援が実施できるよう支援体制の整備を図りました。

次に、基本政策6、「安全で快適な暮らしを守るまちづくり」でございます。この分野は都市基盤を基本としております。

まず、老朽化した緑ヶ丘住宅につきましては、PFIの手法を活用した建替え事業を平成29年度末の完了予定で実施いたしております。

平成27年度においては、第1期工区住棟63戸が完成し、住みかえ対象者の入居も全て完了いたしました。

次に、(仮称)町道海岸連絡線整備事業につきましては、町道畑山線から第二阪和国道淡輪ランプ付近を結ぶ災害発生時の防災避難道路として整備を行うものです。平成27年度におきましては、測量設計等を完了いたしました。

町有地法面整備につきましては、多奈川朝日地区の法面が大地震発生時に滑落する恐れのある箇所があることが判明したことから、平成25年度、平成26年度において実施した基本調査を踏まえ、平成27年度においては実施設計を行い、地域住民が安心して暮らせる環境整備を進めました。

続いて、道路施策についてご説明いたします。

まず、第二阪和国道の整備につきましては、淡輪ランプから和歌山の平井ランプ間の平成28年度中の供用開始に向けて工事が行われております。

本道路の建設に関し、下孝子地区内の周辺道路の拡幅及び広場整備のため、(仮称)計画1号線整備に当たり、平成26年度の測量設計に続き、平成27年度においては用地買収を実施いたしました。

町道深日すこやか線の整備については、深日保育所を深日小学校に併設したことに伴い、保護者の送迎の利便性を図るため、また、通学児童の安全確保のために国道26号線から学校西門に続く道路を拡幅するもので、平成28年度の工事着工に向け測量設計等を実施いたしました。

本庁舎山手に位置する町有地坊の山につきましては、草刈りの実施、管理用フェンスの設置による無断立入の制限など、適正管理に努めました。

また、耐震基準を満たさない本庁舎に設置されている防災関係設備の坊の山への移転について検討するため、土壌調査等の土地利用基礎調査を実施いたしました。

橋梁整備につきましては、平成25年度に策定した修繕計画に基づき、老朽化が進み、修繕の必要性が高い橋梁の整備を年次的に実施するため、設計業務を実施いたしました。

最後に、地方創生事業についてご説明いたします。

地方創生元年といわれた昨年、本町においては内閣府の人材派遣支援制度を活用して、7月に国土交通省から種村副町長を派遣いただきました。

種村副町長は岬町版総合戦略や人口ビジョンの策定、岬町公共交通基本計画の策定や深日港航路復活に向けた取り組みなど幅広く地方創生に関する事業を担当いたしました。

岬町地方創生事業の柱となる岬町総合戦略、岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略につきましては、第4次岬町総合計画の分野別計画の一つとして位置づけ、平成31年度までを計画期間とし、総合計画のそれぞれの分野の事業を横断的に取り組むことを定めております。

また、岬町人口ビジョンにつきましては、岬町の人口の現状と平成52年までの将来展望を提示しております。

それでは、総合戦略の基本目標1、「新しいひとの流れをつくる」に基づき、地方創生交付金を活用した事業についてご説明させていただきます。

まず、移住・定住支援としまして、若年層の夫婦や子育て世帯を対象とした新築住宅取得助成、中古住宅取得助成、民間賃貸住宅家賃助成を実施し、定住人口の増加を図りました。

また、町外からの転入者に南海電鉄の特急サザン指定席の利用券を交付する通勤助成制度も策定いたしました。

また、遊休中の町内の企業社宅を賃貸住宅に活用するため、民間企業社宅ストック活用事業により計画を策定し、若年世帯向けの賃貸住宅の拡充に向けた取り組みの検討を進めました。

続いて、観光振興事業に関しましては、和歌山大学観光部との連携により、小さく折り畳んで持ち運べる岬町まち歩きマップ及びスマートフォンと連動して操作できるみさっきーマップを作成し、まちの観光PR用ツールの拡充を図りました。

また、深日港フェスティバル、深日港洲本港旅客船試験運行への助成などを実施し、交流人口の拡大に努めました。

また、まちの名産品を開発する事業にかかる費用の補助を実施しました。平成27年度においては岬町商工会の古代米の開発、販売を支援し、地域振興を図りました。

また、スポーツツーリズム計画の策定や町内でのスポーツ合宿誘致等を実施し、スポーツツーリズムによる観光の促進に努めました。

また、タウンプロモーションとしまして、岬町の四季をテーマにフォトコンテストを開催、入賞作品を活用した岬の四季カレンダーを作成し、町内全世帯に配布するとともに、各方面の関係者にお渡しいたしました。

さらに、岬町への移住を検討している若者を後押しできるよう、移住案内パンフレットを作成し、岬町の魅力を広く発信いたしました。

次に、基本目標2、「少子化を克服し、まちの次代を担う人材を育成する」に基づき実施しました支援事業についてご説明させていただきます。

まず、出産、子育て支援に関し、結婚応援事業としまして、岬町内で開催される同窓会の費用助成制度を設けるとともに、大手結婚相談所への入会金補助等を行い、結婚を希望する若者に出会いの場を提供し、婚活支援を行いました。

また、子どもを望む夫婦に対し、一般不妊・不育治療費の助成を行いました。

子育て支援としましては、子どもを出産した住民に対し、出産祝い金として商品券を交付し、出産時の経済的な支援をいたしました。

また、働く保護者を支援するため、岬町役場における短時間就労の場の提供や、淡輪保育所における21時までの延長保育を実施し、保育環境の充実を図りました。

また、地域商店活性化支援事業としまして、岬町商工会が実施する消費啓発イベントに補助金を交付し、地域商店の活性化を図りました。

さらに、総合戦略に基づく事業とは別に、地域消費喚起型事業としてプレミアム商品券事業を実施し、町内の消費喚起に努めました。

以上、平成27年度における主要施策につきまして各概要についてご説明を申し上げます。

これらの施策は議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご協力によるものと改めて感謝申し上げます。これらの施策は議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご協力によるものと改めて感謝申し上げます。

今後も、日本一温かみのある町政を目指し、住民の皆様は、岬町に住んでよかった、岬町に生まれてよかった、これからも住み続けたいと言っていただけるよう取り組んでまいりますので、町政運営へのご協力をお願い申し上げます。

次に、各会計の収支状況につきましては、中口副町長から説明申し上げますので、よろしくお願いいたします。

長時間、ご清聴ありがとうございました。

○道工晴久議長 次に、決算に関する説明について、副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは、各会計ごとの全般的な決算の概要につきまして、私のほうから少々時間をいただきましてご説明させていただきます。約20分間、よろしくお願いいたします。

決算書とともに送付いたしております平成27年度決算説明資料の1ページをごらんください。まず、会計別決算の状況でございます。

一般会計につきましては、歳入決算額は77億42万4,000円、歳出決算額は76億3,346万4,000円。歳入歳出決算差引額6,696万円となっており、翌年度に繰り越すべき財源1,753万4,000円を差し引いた結果、4,942万6,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計につきましては、歳入決算額は30億6,383万7,000円、歳出決算額は30億6,364万2,000円となっており、歳入歳出決算差引額19万5,000円の黒字決算となっております。

後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入決算額は2億5,473万2,000円、歳出決算額は2億4,998万1,000円となっており、歳入歳出決算差引額475万1,000円の黒字決算となっております。

下水道事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は6億284万1,000円となっております。

漁業集落排水事業特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は1,494万4,000円となっております。

介護保険特別会計（保険事業勘定）につきましては、歳入決算額は18億2,843万3,000円、歳出決算額は17億8,079万8,000円となっており、歳入歳出決算差引額4,

763万5,000円の黒字決算となっております。

介護保険特別会計（介護サービス事業勘定）につきましては、歳入決算額は2,095万8,000円、歳出決算額は1,636万7,000円となっており、歳入歳出決算差引額459万1,000円の黒字決算となっております。

淡輪財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は393万8,000円となっております。

深日財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は4,295万2,000円となっております。

多奈川財産区特別会計につきましては、歳入歳出とも決算額は3,129万5,000円となっております。

続きまして、企業会計の決算状況でございます。

水道事業会計につきましては、収益的収入額は5億1,970万5,000円、収益的支出額は4億5,396万6,000円となっており、収益的収入から収益的支出を差し引いた6,573万9,000円が当年度純利益となっております。これにより前年度繰越利益剰余金3億1,725万7,000円を加えますと、平成27年度未処理剰余金は3億8,299万6,000円でございます。

一方、資本的収入額は1,525万5,000円、資本的支出額は1億8,701万5,000円となっております。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億7,176万円は、過年度損益勘定留保資金で補填したところでございます。

次に、2ページをごらんください。普通会計財政収支の状況でございます。

普通会計は地方財政に関する各種統計等に用いられる会計でございます。一般会計に公益事業会計を除く各種の特別会計を合算いたしまして、重複額や借換債を控除して算出されるものでございます。本町におきましては、普通会計は一般会計に借換債を控除したものでございます。

平成27年度普通会計の歳入総額は76億382万4,000円、歳出総額は75億3,686万4,000円となっており、歳入総額から歳出総額を差し引き、さらに翌年度に繰り越すべき財源1,753万4,000円を差し引いた実質収支は4,942万6,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入歳出の特徴につきましてご説明いたします。

さきに町長からの説明にもありましたように、改革プランの最終年度となります平成27年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。また、財政構造につきましても、経常収支

比率、実質公債費比率とも依然として高い水準にあるものの、いずれも改善の傾向にあり、これまでの改革の取り組みの成果が着実にあらわれてきております。

しかし、超過課税等の臨時的な財源措置を除いた場合においては、安定的な財政運営に支障が生じるという厳しい財政状況になっております。こうした環境のもとにおきましても、国の経済対策に連動しつつ持続可能なまちづくりを目指しまして、本町を次の世代に引き継ぐことを念頭に改革に取り組んでまいりました。

経済環境を概観しますと、国の経済・金融政策の効果等により景気は緩やかな回復傾向にあるものの、消費税率の引き上げ後は個人消費に弱さが見られ、企業は設備投資に慎重となっております。

本町におきましても地価は下げどまっておらず、地域経済を取り巻く環境は依然として厳しい状況であることに変わりありません。

こうした環境のもとでの平成27年度決算でございますが、まず、歳入につきましては、町税は評価がえに伴い固定資産税が減少したことに加え、個人、法人とも町民税が減少したことで対前年度4,564万6,000円減少するとともに、繰入金につきましても前年度に収支調整を行いました財政調整基金、公共施設整備基金の繰り入れ要因がなくなったことで、対前年度9,498万8,000円減少いたしております。

一方、耐震性に課題がありました緑ヶ丘住宅建替え事業、防災避難道路を整備するための（仮称）町道海岸連絡線、本日、名称が町道海岸連絡線ということで提案させてもらったわけですが、その路線や町道舗装修繕など道路網の整備事業に加えましてまちの魅力をPRし、交流人口の増加を図ることで地域の活性化につなげていくための道の駅みさき整備事業の実施などにより国庫支出金が対前年度6,759万4,000円、地方債が対前年度3億8,259万4,000円といずれも大幅に増加いたしております。

繰越金につきましては、職員の退職手当の分割支給に伴う財源として前年度から繰り越しを行ったことで、対前年度1億8,000円増加いたしております。

なお、急速に進展する少子高齢化等の対応のために、消費税・地方消費税の税率が平成26年4月から引き上げられており、地方消費税交付金、社会保障財源分でございますが、前年度に続いて増加いたしております。

次に、歳出決算につきましては、公債費は対前年度4,016万円減少したものの、緑ヶ丘住宅建替え事業、町道海岸連絡線整備事業や、道の駅みさき整備事業のほか、少子化が進行する本町において耐震化された深日小学校の余裕教室に深日保育所を移設させることで異年齢の子ども

の交流を通じて学び合い、地域での子育てを支援するための深日小学校・保育所併設事業など公共施設の安全・安心への取り組みや地域の活性化を図るための事業を中心に普通建設事業が対前年度5億6,947万9,000円と大幅に増加いたしました。

補助費等につきましては、ふるさと納税のお礼品目を大幅に拡充したことで岬ゆめ・みらい寄附の増加に伴う謝礼等が増加し、対前年度5,901万9,000円増加いたしております。

扶助費につきましても、子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、認定こども園に移行する私立幼稚園に対する施設型給付費等が増加したことで、対前年度5,886万6,000円増加いたしました。

なお、決算剰余金につきましては今後の財政運営に資するため、財政調整基金への積み立てを実施いたしました。

以上のように、厳しい環境のもとでの財政運営となりましたが、限られた財源を活用しつつ、「まちの価値を高める」ためのまちづくりの施策を実施いたしました。

続きまして、3ページをごらんください。財政構造の弾力性を示す重要な指標の一つである経常収支比率につきましてご説明いたします。

経常収支比率は、歳出の経常経費充当一般財源を分子に、歳入の経常一般財源を分母として、除して求めるものでございます。

経常経費充当一般財源は、介護保険や下水道事業会計などへの繰越金やごみ処理施設、し尿処理施設などの維持補修費が増加したものの、普通地方交付税や地方消費税交付金などの経常一般財源の増加等がこれを上回ったことで、この結果、経常収支比率は対前年度0.2ポイント減少の95.3%と改善いたしました。

年々、改善の傾向となっておりますが、依然として高い水準で推移いたしております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における平成27年度末現在高は、緑ヶ丘住宅建替え事業などの増加により前年度より1億4,770万4,000円増加し、72億5,094万6,000円となっております。

一方、特別会計、企業会計を加えた平成27年度末現在高は132億5,446万7,000円で、対前年度から1億3,308万9,000円減少しております。

続きまして、基金につきましては、一般会計所管の平成27年度末現在高は14億3,962万3,000円となっており、前年度から1億2,841万2,000円増加いたしております。

主な内容といたしましては、平成27年度決算に基づき、財政調整基金が前年度から7,025万1,000円、多奈川地区多目的公園管理基金が前年度から623万4,000円、岬ゆ

め・みらい基金が前年度から4,474万8,000円とそれぞれ増加いたしております。

また、特別会計所管の基金を加えた平成27年度末現在高は22億5,467万1,000円で、前年度から4,786万6,000円増加しております。

次に、健全化判断比率等の状況でございますが、平成27年度決算に基づく実質公債費比率(3カ年平均)におきましては16.2%、将来負担比率につきましては115.9%となっており、依然として高い水準となっているものの、いずれも改善傾向にあります。

一般会計等を対象とした実質赤字比率、全会計を対象とした連結実質赤字比率、水道事業・下水道事業・漁業集落排水事業などの公営企業ごとに算定する資金不足比率につきましては、いずれも生じておりません。

最後に、4ページをごらんください。

平成26年4月より消費税率が5%から8%に引き上げられたことに伴いまして、地方消費税交付金の増収分につきましては、その用途を明確化し、社会福祉・保健衛生・社会保険などの社会保障施策に要する経費に充てることとされております。

地方消費税交付金のうち社会保障財源化分に係る平成27年度歳入決算額は1億5,039万4,000円となっております。

一方、社会保障施策経費全体の平成27年度歳出決算額は19億4,641万4,000円となっております。それぞれの充当事業、金額はごらんのとおりでございます。

このように、普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができました。

しかし、先ほど申し上げましたように、財政を取り巻く環境は、国の経済施策の効果等により、改善の兆しは見られるものの、依然として厳しい状況であることには変わりございません。

こうした状況ではございますが、今後とも自立できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、第4次総合計画の基本目標であります「豊かな自然 心かよう 温もりのまち “みさき”」を目指す総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、平成27年度の各会計の概要でございます。説明は以上でございます。

なお、本件は総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

ただいま説明のありました決算認定に係る11議案については、総務文教、厚生、事業の各常

任委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を受けます。質疑ございませんか。中原 晶君。

○中原 晶議員 まず1点目、これは質問ではないんですが、先ほど町長のほうから主要施策成果説明書に基づいてご報告をいただいたところであります。

その中で、地方創生に向けた取り組みのところに限ってはメニューもたくさんありまして、口頭でご報告を受けたところではあります、その内容についてメニューごとの成果や今後の計画について詳しい資料を追ってご提出をいただきたいと思います。

資料の提供を求めますので、そのことについてのお答えをいただきたいと思います。

それから、1点だけ確認をさせていただきたいのですが、一般会計の中で決算書の57ページ、私、今年度については総務文教委員会に所属しておりませんので、その分野にかかわることで1点だけこの場でお聞きしておきたいと思います。

57ページの、これは人権啓発費にかかわるところであります、負担金、補助及び交付金のところで、岬町人権協会補助金が計上されております。

これは、従前から私、委員会等でもお聞きをしてきたところでもありますけれども、文化センターの事業にかかわって補助的にお手伝いをいただいている方の人件費も含まれていると以前からご説明もいただき、その雇用の仕方について指摘をしたところでもあります、なかなか変更が見られないようでありまして、この決算を見たところによりますと、予算どおりの執行ということですので、特に予算から何か手を加えた、変更したということがあるのか、ないのか、その1点に限ってこの場では確認させていただきたいと思います。よろしく願いします。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

岬町人権協会への補助金でございますが、予算編成時と同じ考え方でございます。

○道工晴久議長 よろしいですか。

○中原 晶議員 資料のほうは提供9いただけますか。

○道工晴久議長 後刻でいいんですね。資料提出できますか。

企画政策監、西 啓介君。

○西企画政策監 地方創生の資料につきましては、もう既に全員協議会のほうで成果報告というこ

とでさせていただいておりますけども、また、必要ということであれば改めてご提出のほうさせていただきたいと思います。

全協のほうで一回、成果のほう全て報告させていただいておりますけども、あわせて決算のほうはその中に入っておりませんので、その分、足した分をつくらせていただいて、改めて提出させていただきます。

○道工晴久議長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○道工晴久議長 なしと認めます。これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第13、議案第58号、「成27年度岬町一般会計決算認定の件」から日程第23、議案第68号「平成27年度岬町水道事業会計決算認定の件」までの11件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、本11件については総務文教、厚生、事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○道工晴久議長 お諮りします。日程第24、報告第2号「平成27年度岬町健全化判断比率報告の件」から、日程第27、報告第5号「平成27年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件を一括議題にしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○道工晴久議長 異議なしと認めます。

よって、日程第24、報告第2号「平成27年度岬町健全化判断比率報告の件」から、日程第27、報告第5号「平成27年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件を一括議題にすることに決定しました。

本4件について、報告を求めます。報告第2号について、財政改革部長、四至本直秀君。

○四至本財政改革部長 日程第24、報告第2号、平成27年度岬町健全化判断比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により報告を行うものでございます。

なお、先ほどの中口副町長の説明と重複するところがございますけれども、ご了解願いたいと思います。

それでは、平成27年度決算におけます各指標の比率でございます。

一般会計等を対象といたしました実質赤字比率の標準財政規模に対する割合である実質赤字比率については、赤字が発生していないことから生じてございません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合でございますが、これについても赤字が発生してございませんので生じてございません。

続いて、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合をいいます。平成27年度におきましては、実質公債費比率は16.2%となっており、前年度の17.6%から1.4ポイントの減少となっております。

最後に、将来負担比率は一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合をいいます。先ほどの三つの指標がフロー指標であるのに対しまして、この将来負担比率につきましてはストック指標となっております。平成27年度につきましては、115.9%となっており、前年度の119.2%から3.3ポイント減少しております。なお、各指標の早期健全化基準につきましてはかっこ書きより示させていただいております。

監査委員から付されました審査意見書におきましては、各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後も引き続き健全な財政運営に努められたいとされております。

なお、各指標の比率の積算となる基礎数値は決算書及び地方財政状況調査などをもとにしております。地方財政状況調査につきましては、大阪府を通じまして総務省へ提出され、現在、国のほうで検証を行っているところでございます。

したがって、国からの修正等の指示により、各指標に変更が生じた場合につきましては改めて報告させていただきますので、よろしく願いいたします。

報告は以上でございます。

○道工晴久議長 続いて、報告第3号及び報告第4号について、報告を求めます。都市整備部長、木下研一君。

○木下都市整備部長 日程第25、報告第3号、平成27年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うも

のでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、平成27年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第3号は、以上でございます。

引き続きまして、日程第26、報告第4号、平成27年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率報告の件につきましてご説明させていただきます。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町漁業集落排水事業特別会計におきましては、平成27年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいまして、経営健全化基準は20%となっております。

報告第4号は、以上でございます。

○道工晴久議長 続いて、報告第5号について報告を求めます。水道事業理事、鵜久森 敦君。

○鵜久森水道事業理事 日程第27、報告第5号、平成27年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件につきましてご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により報告を行うものでございます。

岬町水道事業特別会計におきましては、平成27年度での資金不足は生じておりません。

なお、資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合をいい、経営健全化基準は20%となっております。

報告第5号は、以上でございます。

○道工晴久議長 これより、本4件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。和田勝弘君。

○和田勝弘議員 下水道の件で、下水道の不足分について、関連でちょっと質問させていただきます。

先日のタウンミーティングでもありましたが、ある地区で下水道の推進の計画の質問がありました。それで、私もそれに兼ねて質問させていただきます。

下水道の不足についてはいいんですが、この下水道はこのままでは深日地区と多奈川地区の下水道の推進がおくれますので、下水道の延伸を早くするために、都市計画税を考えていただき

いと思いますので、この都市計画税についていかがですか。部長の答弁、よろしくをお願いします。

○道工晴久議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 下水道の普及率がまだ完全とは言えておりません。まだ、深日の兵庫地区並びに平野北、港、そうしたところがほかにもあるんですけども、完全に下水道の普及率が100%とは言いませんけども、ある一定の供給率ができないと、今おっしゃるような新たな税金、それをかけるのは非常に厳しいかなと、このように思っております。

今後、下水道事業を進めていく中で、少しずつではありますけども、ある一定の状況が出てくれば、また議会の皆さん、また住民の皆さんにも理解を得ながら検討していくことはできると思うのですが、現時点では非常に新税をかけるということは、超過課税等の見直しも行ってようやく住民の負担を軽減しつつある中で、さらに今度また逆に負担をかけるというのはいかななものかなと思っておりますので、その辺はご理解を賜りたいと、このように思っております。ありがとうございます。

○道工晴久議長 和田勝弘君。

○和田勝弘議員 町長にお願いしておきたいのですが、多奈川地区と深日地区の下水道の推進を要望いたします。よろしく願いしときます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 ちょっと運営上、確認したいんですけど、今の質疑応答をお聞きしたら、これは本件は報告事項の部分であって、そして、下水道の延伸問題等々について、ちょっと好ましくないのと違うかなと思って、じっと見てて、議長とめるのかなと思ったけどとめないから、町長もそのまま答弁してしまったけど、これはあくまで健全化の報告でしょう。報告の部分について和田議員が結局そういう延伸問題については全然違った世界の話をしているわけですね。

親切に受け答えしてくれているんですけども、これ、やっぱり担当委員会できっちりこういう要望を受けるべきと思うんですね、本会議でも結構ですけど。

本日の報告に対して、こんな延伸問題、また、受け答えするのも何やし、これはちょっと運営上あるから私黙って聞いてたんですけども、別に悪いことでないんですよ。和田議員の質問が悪いとは言ってません。ただ、運営上のことはどうかなと、確認してるんです。

○道工晴久議長 ありがとうございます。

私も途中で思ったんですが、長老の議員でございますので、全てを熟知されておりますので、聞かせていただきました。

他にございませんか。

○道工晴久議長 ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって日程第24、報告第2号「平成27年度岬町健全化判断比率報告の件」から日程第27、報告第5号「平成27年度岬町水道事業会計資金不足比率報告の件」までの4件の報告を終わります。

○道工晴久議長 日程第28、報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件」について報告を求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 日程第28、報告第6号、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件について内容をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面の専決処分書をご参照願います。

交通事故に係る案件でございます。

事故の発生日時は平成28年7月22日（金）午後1時14分ごろでございます。

事故の発生場所は、大阪府泉南郡岬町淡輪2724番地 コスモセルフステーションミサキパークの敷地内でございます。

損害賠償及び和解の相手方は、大阪府泉南郡岬町淡輪3503番地の1 村田雅央氏であります。

事故の概要でございますが、岬町職員の運転する公用車が住民の運転する停車中の自動車に接触をいたしまして、村田氏の車両が損傷したものでございます。

なお、事故によるけが人はなく、また、公用車にも目立った損傷はありませんでした。

損害賠償の額は、車両対物損害賠償として24万6,236円でございます。

損害賠償の内容としましては、損傷した車両の修理代及び修理している間のレンタカー代でございます。

なお、損害賠償保険につきましては、公有自動車災害共済から全額支出されまして、相手方に直接支払われることとなっております。

以上のことにつきまして、平成28年8月24日に専決処分をいたしました。

今後におきましては、職員の安全運転意識のより一層の向上を図りまして交通事故の未然防止に努めてまいります。

以上が、損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の内容でございます。ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○道工晴久議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、本件に対する質疑を行います。

質疑ございますか。田島乾正君。

○田島乾正議員 事故というのは避けられない事故と避けられる事故が二通りあるわけですね。

この事故はガソリンスタンドでの事故で、ひとつ間違ったら大変な事故に発展すると。幸い今回は物損のみでよかったわけですね。これ、人身やったらまた大変な問題になります。

保険に加入しているからといって、やはり、身分的に公務員としてそういう立居振舞ももっと慎重にしないといけないということですね。

過日でも、議長車、損傷して物損で、これ誰が事故起こしたのかわからないような状態の、そういう現状、公用車というのはもっと慎重に運転しないと、岬町の看板をつけて走っているんですからね。単なるマイカー、リヤカー引っ張ってるのと違うわけですね。

ということで、今、岬町所有の公用車何台あるかということ、まずご答弁願いたいと思います。

○道工晴久議長 理事者の答弁求めます。総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 申しわけございません。ちょっと正確な数字は今ちょっと思い浮かばないところでございますけども、総務課のほうで集中管理しているのが七、八台あったかなと思います。その他、各原課のほうに配置しているもの、また、各出先の施設、あるいは機間に配置しているもの、かなり数十台に及ぶかなというような状況でございます。

○道工晴久議長 田島乾正君。

○田島乾正議員 公用車というのはマイカーじゃないんです、何度も言いますがね。

やっぱり、公用車というのは岬町の看板ですからね。そして、やっぱり公用車を運転しているという自覚を持ってもらわないと、マイカーの延長線やと思っただめですよ。

結局、そこらの方は役場の車やというような考えで接近してきますので、やっぱり防衛運転もしてもらわないかんし。

ということで、町有車両が何台か、台数はあると思うんですわ。ただ、現在、それははっきりしないんですけども。

やっぱり、これだけ台数持っていたら、運行管理者というのを置かないけませんし、当然、置かないと、これ許可がおりないし。

また、台数が多かったらそれに対する副安全管理者というのを置いとかないかんですわね。

そして、運行管理者というのは常に、気の毒な話ですわね、運行管理者というのはそれ専属の窓口じゃなしに、恐らく兼務、充て職で、不幸な充て職を授かっている方で、これ以上きつく言っても気の毒ですけども、やっぱり運行記録簿とか、いろんな仕業とか、点検あるでしょう。

そのときに、誰が当てたかわからないような、そういうような部分も困るし、そういうことで、やっぱり公用車運転するのは気が緩んでいると思うんですわ。

もうちょっと気合いを入れてやらんと、これ、大きな事故に発展した場合大変なことになると思うので。

一つ、この事故はもう仕方ないとしてあれですけど、教訓として、この場で言っときますよ。安全運転、運行管理者というのはもっと責任持っていたきたい。

でないと、運行記録簿というのはあるんでしょう。ですから、それをやっぱり常に誰がチェックするのやということです。

ノーチェックだったら、皆、誰がどの車に乗っても乗りっぱなし、洗車もしない、オイルも水も見ない。そんなんじゃだめですよ。

大事な、やはり住民の車ですからね。そういう認識持っていていただきたいと、この場をかりて苦言を呈しておきます。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 職員の安全運転につきましては、再度注意を喚起してやってまいりたいと思います。

なお、運転日誌等につきましては、全車全て備えつけておりまして記録をしております。

また、安全運転管理者ですが、これについてもご指摘がございました。安全運転管理者は1名でございまして、昨年までは副安全運転管理者は2名でございました。

今年から、バスの実証運行をやっておりまして、そのために台数も増えました関係で副安全管理者1名増えて3名という体制でございます。

今年度も、正副合わせて、丸一日かかるんですけども、公安委員会主催の講習会等にも参加して、その辺の知識なり、また安全運転に関する運行管理のあり方等について研修をしてきたところでございます。

その辺を踏まえて、職員の安全運転につきまして再度、力を入れてまいりたいと考えております。

今回、報告させていただいた件につきまして、これ、職員という報告をさせていただいたので

すけども、臨時職員でございまして、当方の車がハイラックスという現場の作業に使っておりますトラック用の、もうすぐ廃車予定の車両でございまして。

そのために、相手の車両には損害を与えたんですけども、こちらのトラックには目立ったというか、どこが損傷したかわからないような状況であったと、そういうことだけ報告させていただいております。

○道工晴久議長 他にございせんか。松尾 匡君。

○松尾 匡議員 確認したいこととして、相手方の車のどの部分がどれぐらいの損傷だったのかなということをお聞きしたいと思います。

○道工晴久議長 総務部長、古谷 清君。

○古谷総務部長 お答えいたします。

車両の修繕の内容でございまして、バンパーがまず損傷しておりまして、バンパー取りかえと、バンパー付近のボディーの部分も損傷しておりまして、その钣金塗装を要するというところでございます。

また、その間の代車というか、レンタカーを借りる経費が必要になると、そういう内容でございまして。

○道工晴久議長 他にございせんか。

ないようですので、これで質疑を終わります。

これをもって、日程第28、報告第6号「損害賠償の額の決定及び和解に関する専決処分の報告の件」について報告を終わります。

○道工晴久議長 以上で、本日の日程は全て終了しました。

ここで、本日、教育長の任命同意され、再任されました笠間光弘君から皆様にご挨拶したい旨の申し出がありますので、これを許可します。笠間光弘君。

○笠間教育長 本日は、議案第56号にて教育長の任命についてご承認を賜りましたことを、この場をおかりして御礼とご挨拶を申し上げます。

また、貴重な時間を設けていただきましたことを感謝申し上げます。

岬町教育委員会では、学校教育基本方針、これを毎年変化する社会情勢にあわせて再編して進めております。

その根幹には、ふるさと“みさき”、これを誇りと思える子どもたちの育成を田代町長の思い

と同じく、引き続き努力してまいりたいと考えております。

新教育委員会制度の移行につきましては、昨年末の全国の状況も約3分の2の市町村がスムーズな移行を行っております。

近くでは、大阪府の町村におきまして新しい教育委員会制度に移行している町村は6割でございます。今年度中には、岬町を含めて9割の町村が移行予定ということでございます。

どの町村もスムーズに移行しておりますので、岬町もそれに準じて対応ができるように努めていきたいと考えております。

岬町の子どもたちへの思いを教育という観点のみならず、いろいろな分野にも心眼を広げて職務を継続させていただくことに最大のやりがいを感じております。

田代町長初め、職員の皆さんの叡智を結集してこれからもいろいろな課題に臨みたいと考えております。どうか、これからも道工議長を初め、議員の皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いいたしまして、簡単でございますけれども、私の挨拶とさせていただきます。

本日は本当にありがとうございました。

(拍手)

○道工晴久議長 笠間教育長には本当に教育行政にいろいろお世話かけますけども、しっかりと町長と一緒に頑張っていただきたいと思います。

岬町の教育の発展のためにご尽力いただきますようお願いを申し上げます。

それでは、本日はこれで散会をいたします。

各常任委員さんには、委員会付託分の審議についてよろしく願いをしておきます。

次の会議は9月27日の全員協議会終了後に会議を開きますのでご参集くださいますようお願いしておきます。

どうもご苦勞さまでございました。

(午後 2時42分 散会)

以上の記録が本町議会第2回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

平成28年9月7日

岬町議会

議 長 道 工 晴 久

議 員 田 島 乾 正

議 員 奥 野 学